

第2期川崎町子ども・子育て 支援事業計画



川崎町に生まれて・住んで
よかったと感じられるような
子育てしやすいまちづくり



令和2年3月
川崎町

はじめに

近年、人口の減少、少子高齢化が進み家族の形態の変化、就労の多様化、地域コミュニティの帰属意識の希薄化など、子ども・子育てを取り巻く環境は大きく変化しています。

このような社会環境の変化にともない、子育てへの不安や孤立感を感じる家庭も増えており、子育て支援に関するニーズも多様化しています。

子どもを生み育てやすい環境を整備するため、子育ての主体となる「家庭」「地域」「行政」の三者が、役割を果たすとともに、相互の連携・協力・交流することが重要です。

本町では、子育て支援の基本的な方向性を定めるため、平成27年に「川崎町子ども・子育て支援事業計画」を立て取り組みを行ってきました。

この計画の期間が、令和元年度で満了となるため、引き続き令和2年から5年間の計画「第2期川崎町子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

本計画を策定するにあたり、就学前児童の保護者、小学生児童の保護者に、町民ニーズ調査を実施し、調査の分析結果、統計データ等を基に「川崎町子ども・子育て会議」で、前計画を踏まえて、多くのご意見・ご提案をいただき熱心にご審議いただきました。

本計画の基本理念を前計画より一歩進め「川崎町に生まれて・住んで よかったと感じられるような子育てしやすいまちづくり」としました。

子育て中の親だけでなく、地域社会全体で子育てできる環境づくりを進め、若い世代が安心して子どもを生み、子育てできる環境をつくり、全ての子どもと子育て家庭の支援に取り組むことが必要です。

今後とも皆様方のより一層のご理解とご協力を、賜りますようお願いいたします。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご意見・ご提案をいただきました「川崎町子ども・子育て会議」の皆様、町民ニーズ調査にご協力いただきました皆様及び関係者の方々に、心からお礼申し上げます。

令和2年3月



川崎町長 原口 正弘

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景.....	2
2 計画策定の趣旨.....	3
3 計画の位置付け.....	4
4 計画の期間.....	5
5 計画の策定体制.....	5
第2章 川崎町の子どもと家庭の状況	7
1 統計データでみえる川崎町の状況.....	8
2 町民ニーズ調査からみえる川崎町の状況.....	20
3 川崎町の子どもと家庭を取り巻く課題.....	32
第3章 計画の基本理念、基本目標	34
1 基本理念.....	35
2 基本目標.....	36
3 施策の体系.....	37
第4章 子ども・子育て支援サービス	38
1 教育・保育提供区域の設定.....	39
2 人口の見込み.....	40
3 幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育.....	41
4 地域子ども・子育て支援事業.....	43
5 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供や その推進体制の確保.....	57
6 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等 の円滑な利用の確保.....	58

第5章 主な子ども子育て関連施策の展開..... 59

- 施 策 母子保健事業を中心とした切れ目のない支援体制の展開..... 60
- 施 策 地域における子育ての支援..... 61
- 施 策 要保護児童等への対応などきめ細やかな取り組みの推進..... 62

第6章 計画の推進..... 63

- 1 計画の進捗管理..... 64
- 2 計画の推進..... 64

参考資料..... 65

- 1 川崎町子ども・子育て会議条例..... 66
- 2 川崎町子ども・子育て会議 委員名簿..... 68
- 3 第2期川崎町子ども・子育て支援事業計画策定部会 委員名簿..... 69
- 4 計画策定経過..... 70
- 5 用語解説..... 71



第 1 章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

わが国の急速な少子・高齢化の進展は、人口構造にひずみを生じさせ、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、社会経済への深刻な影響を与えるものとして懸念されています。



また、核家族化の進展、地域におけるコミュニティの希薄化、児童虐待の顕在化、経済的に困難な状況にある世帯における子どもたちへの貧困の連鎖、若年層の自殺は、深刻な問題となっていることなどから子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。

こうしたことから、子どもを産み、育てる喜びが実感できる社会の実現、次世代の子どもたちが未来を生き抜く力を身に付けることができる社会の構築など、子育て・子育てを社会全体で支援していくことが喫緊の課題となっています。

このような社会情勢の変化の中、国は、平成 24 年 8 月に『子ども・子育て支援法』をはじめとする子ども・子育て関連 3 法を成立させ、平成 27 年 4 月から幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める『子ども・子育て支援新制度』をスタートさせました。

国は平成 29 年 6 月に『子育て安心プラン』を公表し、平成 30 年度から令和 4 年度末までに女性の就業率 80%にも対応できる約 32 万人分の保育の受け皿を整備することとしています。

また、就学児童においても、更なる共働き家庭等の児童数の増加が見込まれていることを受けて国は、平成 30 年 9 月には、『新・放課後子ども総合プラン』を策定しました。そこでは次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業の計画的な整備等を進めていくこととされました。

2 計画策定の趣旨

川崎町においては、『子ども・子育て支援法』に基づき、平成27年3月に『川崎町子ども・子育て支援事業計画』を策定しました。

川崎町では、石炭産業最盛期の1955年（昭和30年）の40,878人をピークに人口流出による「社会減」と、死亡数が出生数を上回る「自然減」とあわせて人口減少が続いています。現在においては、未婚化・晩婚化、晩産化による出生数と出生率の低下の現状が続き、人口が減少しており、少子高齢化が進んでいます。

このような中、平成27年度に策定した第5次川崎町総合計画では、まちの将来像「住みたい、住み続けたい～川崎町～」を目指し、基本目標として、「すこやかで安心して暮らせるまちづくり」、「学びと出会いのある明るく住みよいまちづくり」、「魅力ある産業のまちづくり」、「安全で環境にやさしいまちづくり」、「活力あふれる住みよいまちづくり」の5つの柱を掲げ、町民との協働によるまちづくりに取り組んでいます。

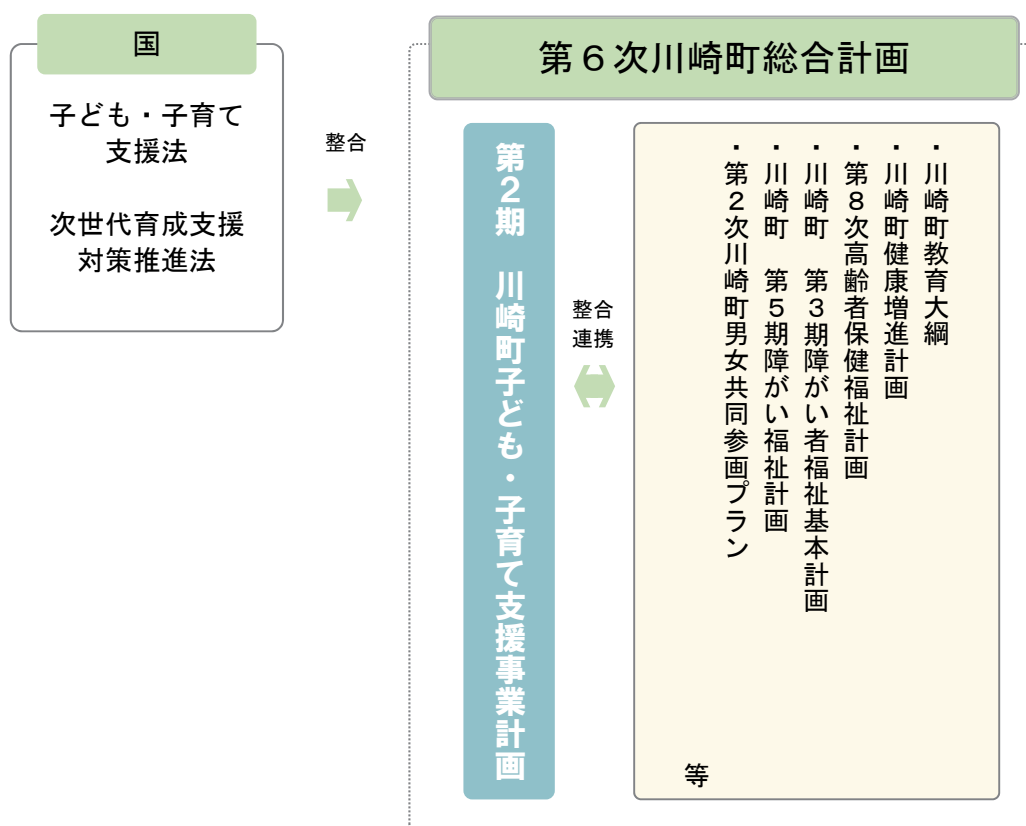
また本町では、この第5次総合計画に基づき、地方創生の一環でもある「川崎町総合戦略」を策定し、「雇用」、「定住促進」、「結婚・出産・子育て」、「安全・安心の快適な暮らし」を重点的に進めています。その中の1つ「結婚・出産・子育て」では、誰もが健康で自分らしい生活を送ることができる環境整備を目標とし、子どもをすこやかに生み育てる事のできる社会の実現に向け、様々な施策の一層の充実を図っています。

この度、『川崎町子ども・子育て支援事業計画』が令和元年度で最終年度を迎えることから、この度、引き続き計画的に施策を推進するため『第2期川崎町子ども・子育て支援事業計画』を策定しました。この計画のもとに社会状況の変化に対応しつつ、各計画と連携しながら、子ども・子育て支援施策を総合的に推進していき、切れ目のない支援による子育て環境の充実を目指していきます。

3 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく子ども・子育て支援事業計画として、すべての子どもの健やかな育ちと子育て中の保護者を支援するとともに、市民が子育てについて理解と認識を深め、家庭、教育・保育施設、学校、事業者や行政機関などが相互に協力し、地域社会が一体となって子ども・子育て支援を推進するものです。

また、本計画は、次世代育成支援対策推進法を勘案し、策定するとともに、第6次川崎町総合計画の子ども・子育てに関連する分野の部門別計画として位置づけます。



4 計画の期間

「子ども・子育て支援法」では、川崎町は令和2年度から5年間で1期とした事業計画を定めるものとしています。本計画は、5年ごとに策定することと定められていることから、令和2年度から令和6年度までを計画期間とします。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
第2期 川崎町子ども・子育て支援事業計画				

5 計画の策定体制

(1) 町民ニーズ調査の実施

川崎町では、令和2年度から令和6年度を計画期間とする「川崎町子ども・子育て支援事業計画」の策定に伴い、この事業計画に必要な子育て世帯の保護者の就労状況や教育・保育施設等の利用に関する意向、その他の実状を把握するため「川崎町子ども・子育て支援に関するニーズ調査」を実施しました。

① 調査対象

就学前児童（0～5歳）の保護者から797件、小学生児童の保護者から859件、合計1,656件を住民基本台帳より無作為に抽出して実施しました。

② 調査期間

平成31年1月25日から平成31年2月8日

③ 回収状況


調査対象	調査方法	配布数	有効回答数	有効回答率
就学前児童の保護者	園にて直接配布・回収 (一部郵送による配布・回収)	797通	353通	44.3%
小学生児童の保護者	小学校にて直接配布・回収	859通	402通	46.8%

(2) 川崎町子ども・子育て会議による審議

計画の策定にあたり、子育て当事者等の意見を反映するとともに、子どもたちをとりまく環境や子育て家庭の実情を踏まえた計画とするため、町民、事業主、学識経験者及び子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「川崎町子ども・子育て会議」を設置し、計画の内容について協議しました。

(3) パブリックコメントの実施

令和元年12月に、パブリックコメントを実施し、計画素案に対する幅広い意見を聴取しました。



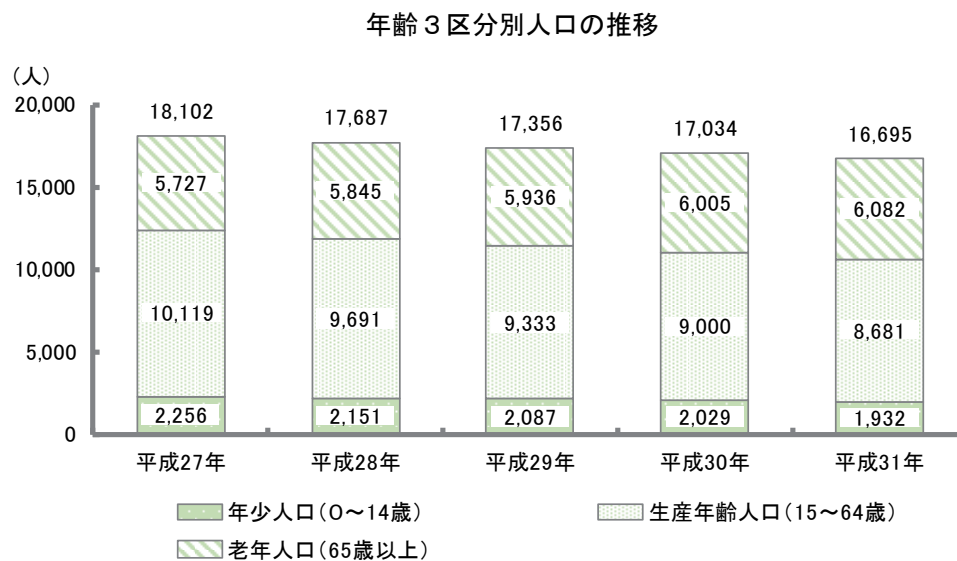
第2章 川崎町の子どもと家庭の状況

1 統計データでみえる川崎町の状況

(1) 人口の状況

① 年齢3区分別人口の推移

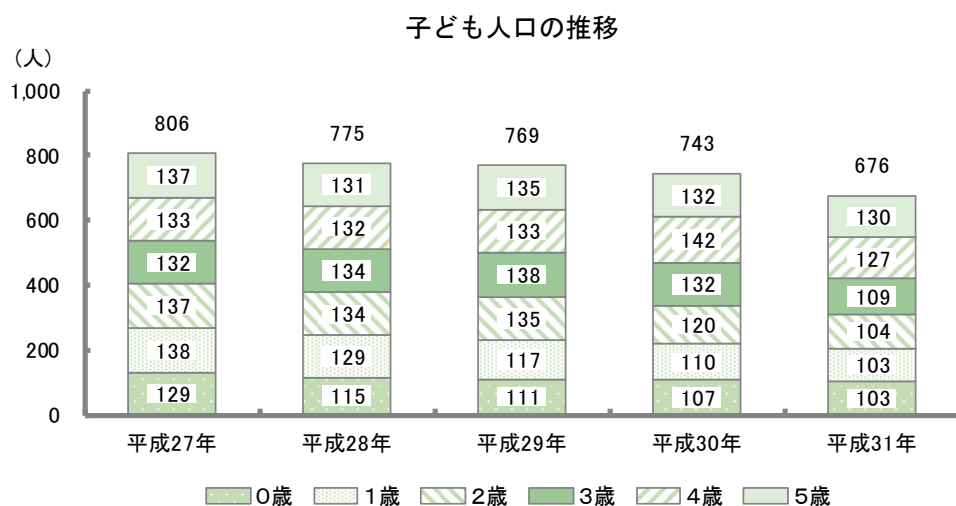
川崎町の人口推移をみると、総人口は年々減少し、平成31年で16,695人となっています。また、年齢3区分別人口構成の推移をみると、年少人口（0～14歳）は減少しているのに対し、老年人口（65歳以上）は増加しており、少子高齢化が進んでいます。



資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

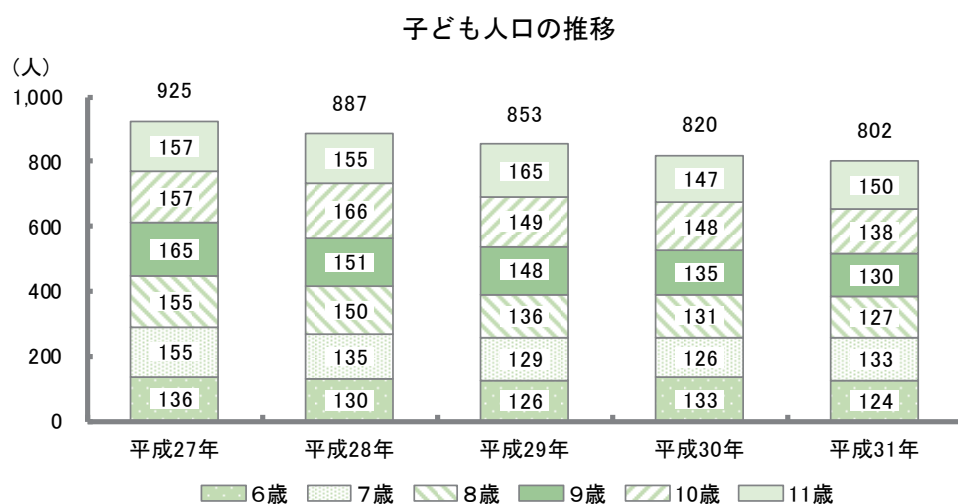
② 年齢別就学前児童数の推移

川崎町の0歳から5歳の子ども人口は平成27年以降減少しており、平成31年で676人となっています。



③ 年齢別就学児童数の推移

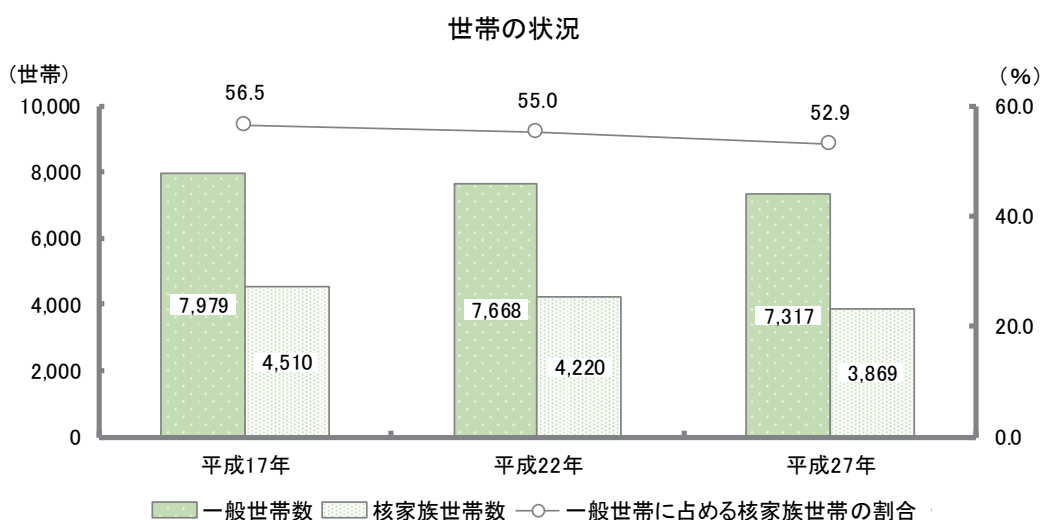
川崎町の6歳から11歳の子ども人口は平成27年以降減少しており、平成31年で802人となっています。



(2) 世帯の状況 ●●●●●●●●

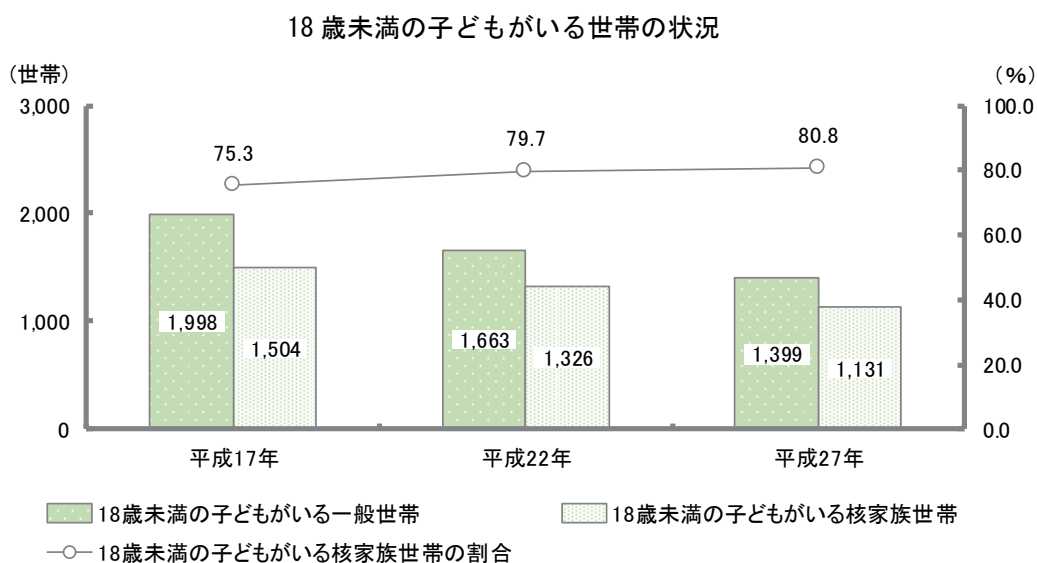
① 一般世帯・核家族世帯の状況

川崎町の核家族世帯数は年々減少しており、平成27年で3,869世帯となっています。また、一般世帯に占める核家族世帯の割合も減少しています。



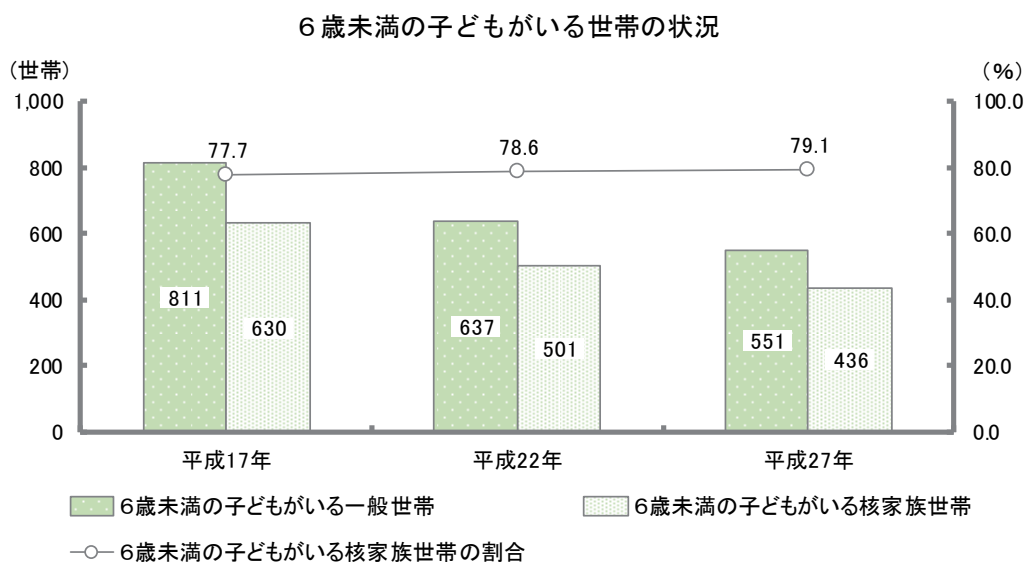
② 18歳未満の子どもがいる世帯の状況

川崎町の18歳未満の子どもがいる一般世帯数は年々減少しており、平成27年で1,399世帯となっています。また、18歳未満の子どもがいる核家族世帯も減少傾向となっています。



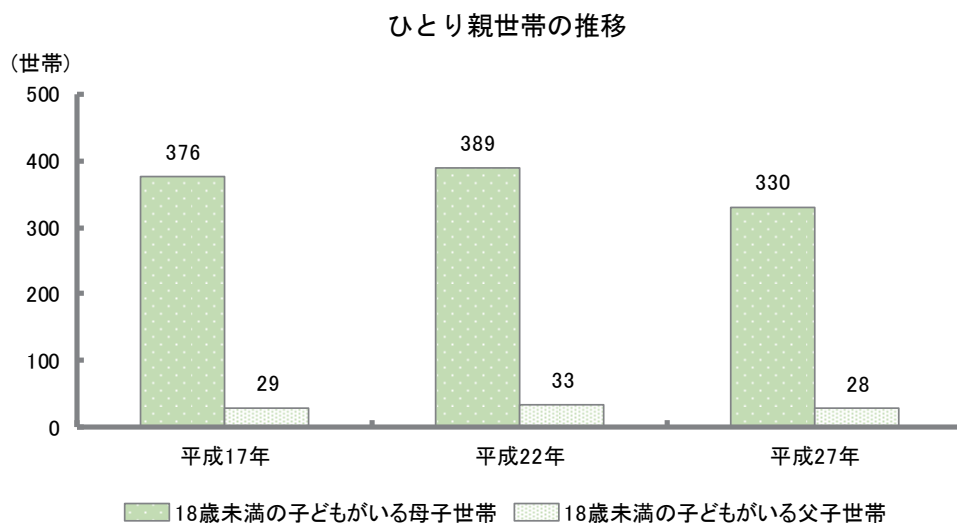
③ 6歳未満の子どもがいる世帯の状況

川崎町の6歳未満の子どもがいる一般世帯数は年々減少しており、平成27年で551世帯となっています。また、6歳未満の子どもがいる核家族世帯も減少傾向となっています。



④ ひとり親世帯の推移

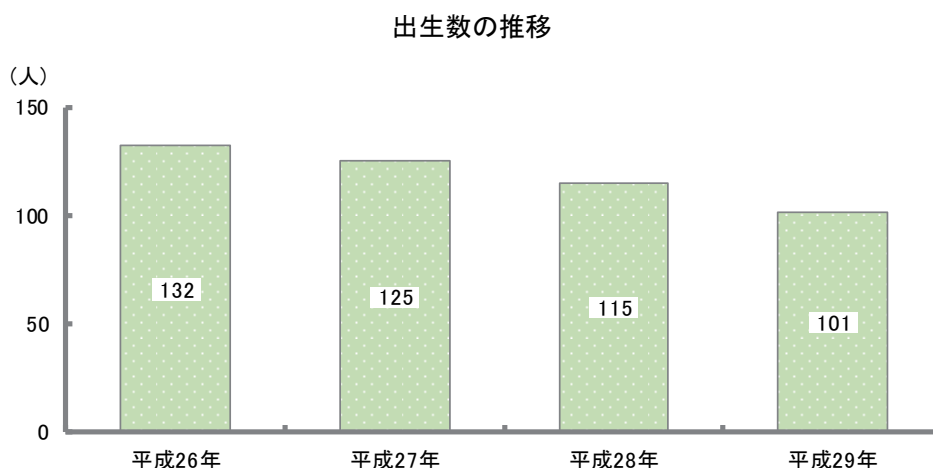
川崎町の18歳未満の子どもがいる母子世帯は平成17年から増減し、平成27年で330世帯となっています。また、18歳未満の子どもがいる父子世帯は横ばいで推移しています。



(3) 出生の状況 ●●●●●●●●

① 出生数の推移

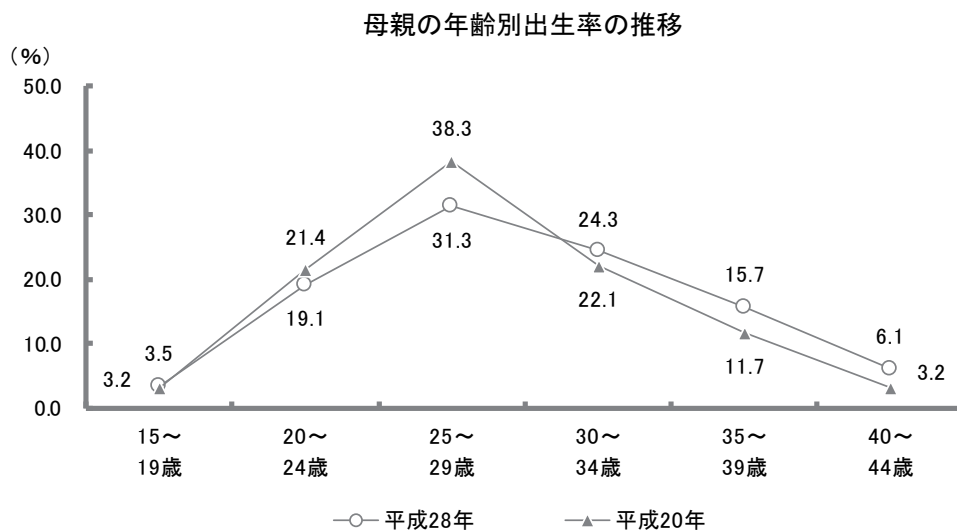
川崎町の出生数は年々減少しており、平成29年で101人と過去5年間で約2割減少しています。



資料：厚生労働省 人口動態統計（各年1月1日現在）

② 母親の年齢（5歳階級）別出生率の推移

川崎町の母の年齢（5歳階級）別出生率の推移をみると、平成20年に比べ平成28年で、20～29歳の割合が減少しているのに対し、35～44歳の割合が増加していることから晩産化が進行していることがうかがえます。

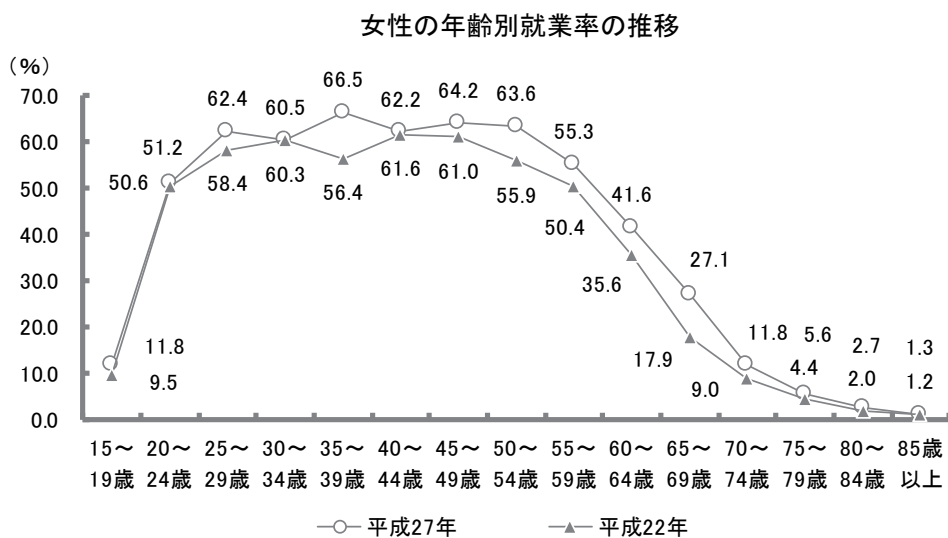


資料：厚生労働省 人口動態統計（各年1月1日現在）

(4) 就業の状況 ● ● ● ● ● ● ● ●

① 女性の年齢別就業率の推移

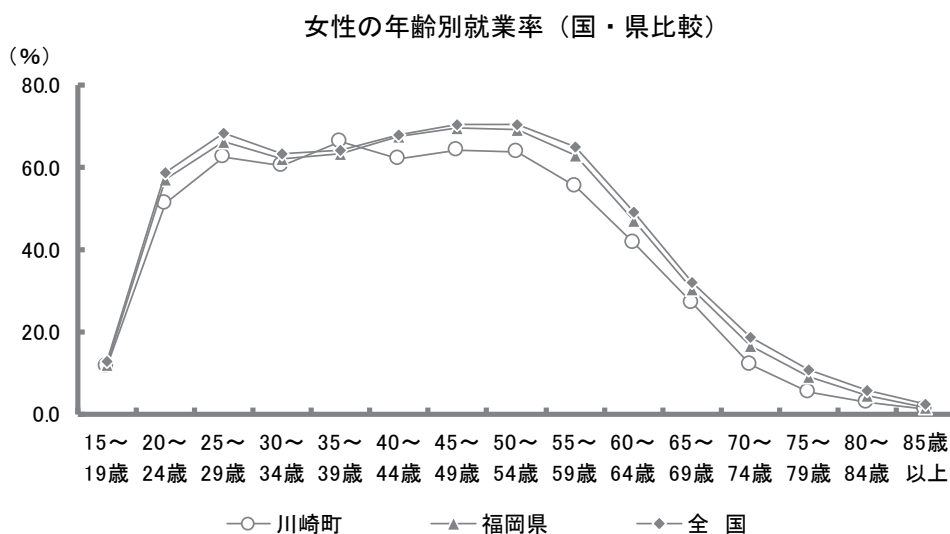
川崎町の女性の年齢別就業率は、出産・育児期に落ち込み、再び増加するM字カーブを描いています。落ち込みの大きい30～39歳の就業率は平成22年に比べ平成27年で上昇し、近年ではM字カーブは緩やかになっています。



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

② 女性の年齢別就業率（国・県比較）

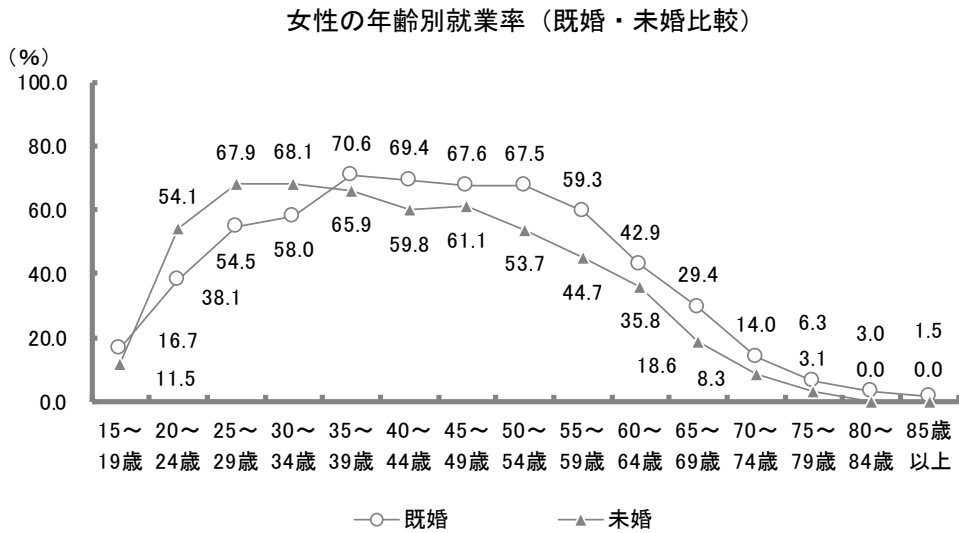
川崎町の平成27年の女性の年齢別就業率を全国、県と比較すると、35歳～39歳を除く各年代で、全国、福岡県よりは低くなっています。



資料：国勢調査（10月1日現在）

③ 女性の年齢別就業率（既婚・未婚比較）

川崎町の平成 27 年の女性の未婚・既婚別就業率をみると、特に 20 歳代から 30 歳代において既婚者に比べ未婚者の就業率が高くなっています。

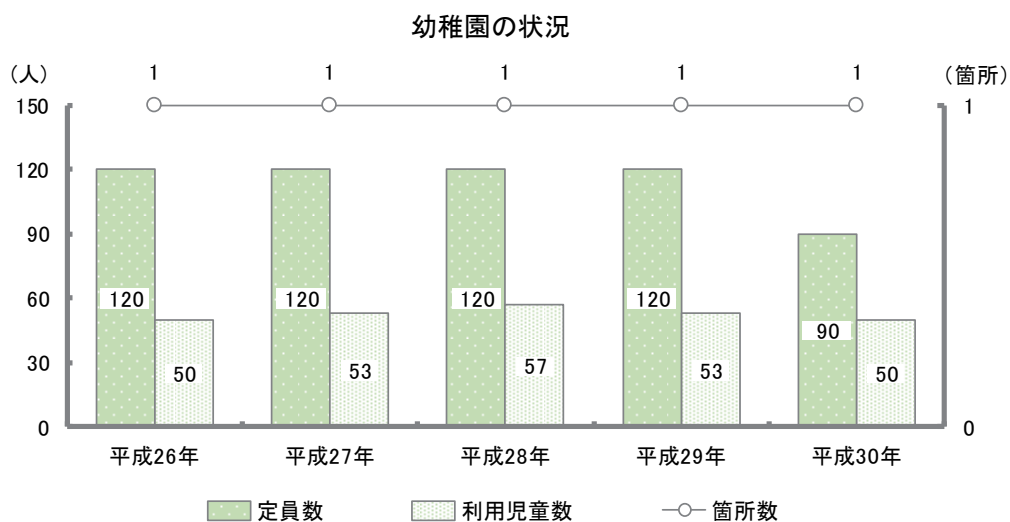


資料：国勢調査（10月1日現在）

(5) 教育・保育サービス等の状況 ●●●●●●●●

① 幼稚園の状況

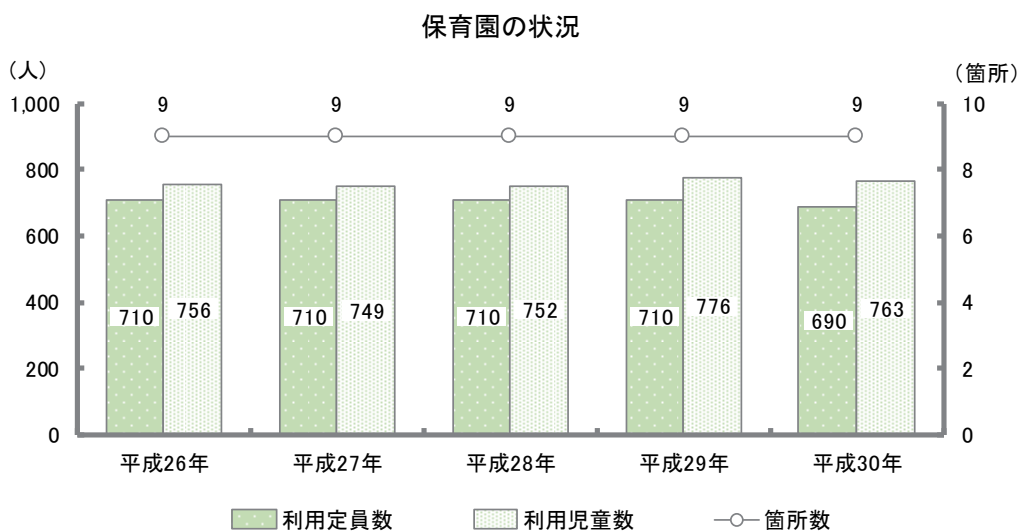
川崎町の幼稚園の状況をみると、定員数は平成30年に減少していますが、利用児童数は横ばいとなっており、平成30年で50人となっています。



資料：町の統計（各年3月31日現在）

② 保育園の状況

川崎町の保育園の状況をみると、定員数・利用児童数とも横ばいとなっているものの、利用児童数が定員数を上回る状況が続いています。



資料：町の統計（各年3月31日現在）

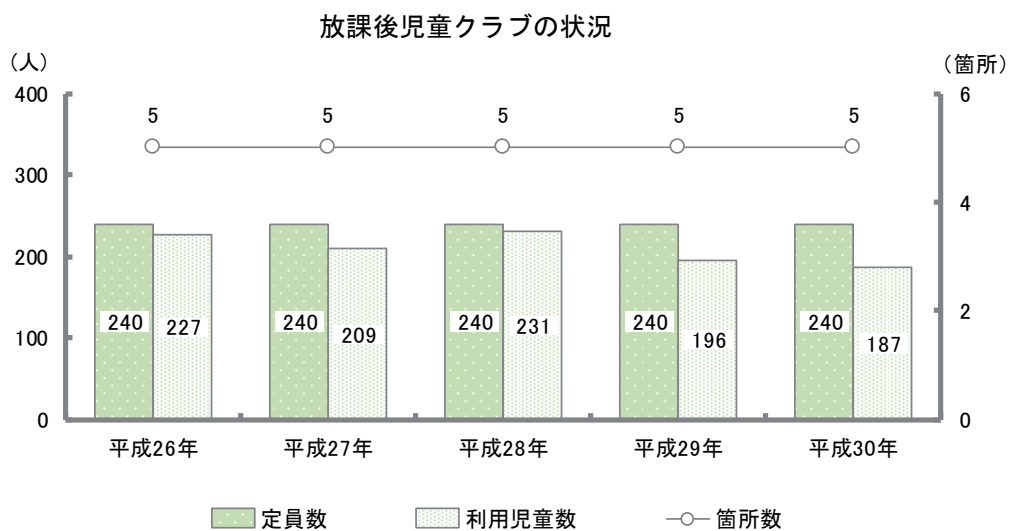
③ 待機児童数の推移

川崎町には待機児童はいません。

(6) 放課後児童クラブの状況 ●●●●●●●●

① 放課後児童クラブの状況

川崎町の放課後児童クラブにおける定員数・箇所数はともに横ばいとなっています。利用児童数については、平成28以降減少傾向にあります。



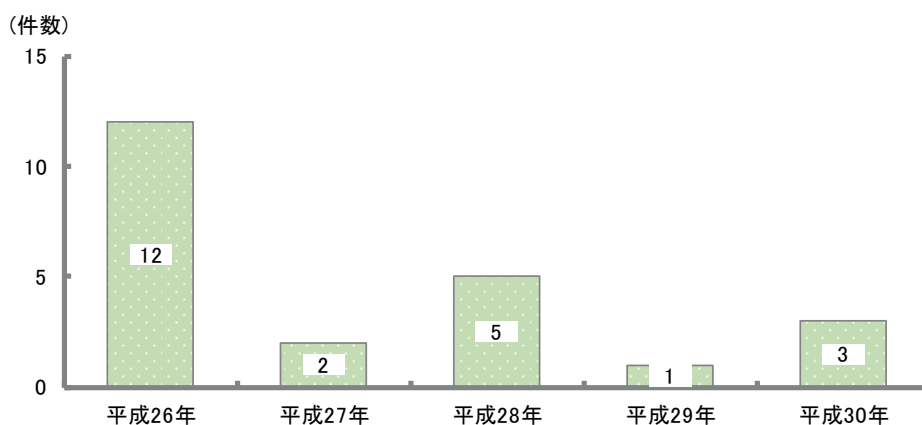
資料：町の統計（各年3月31日現在）

(7) その他の状況

① 児童虐待通報件数の推移

川崎町の児童虐待通報件数は減少傾向にありますが、平成30年度には、3件が報告されています。

児童虐待通報件数

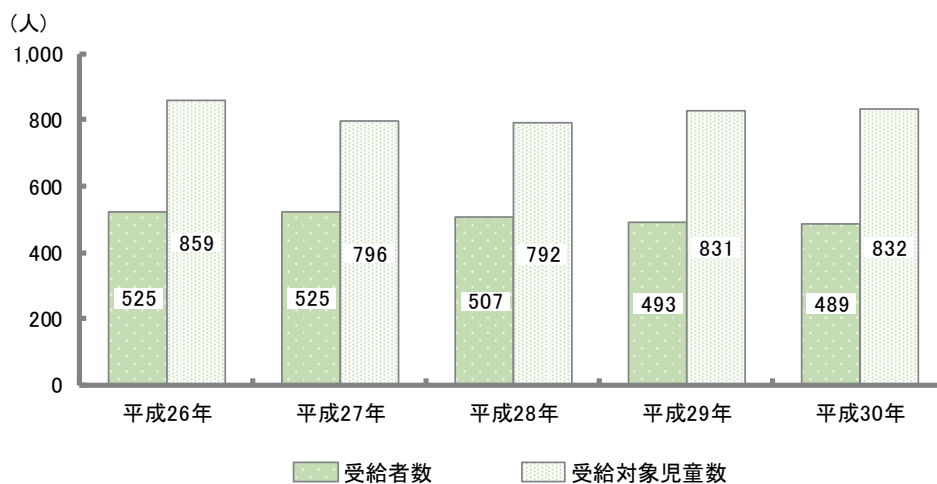


資料：町の統計（各年度末現在）

② 児童扶養手当受給者数の推移

川崎町の児童扶養手当受給者数は年々減少しており、平成30年で受給者数が489人となっています。また、受給対象児童数は増減を繰り返し、平成30年で832人となっています。

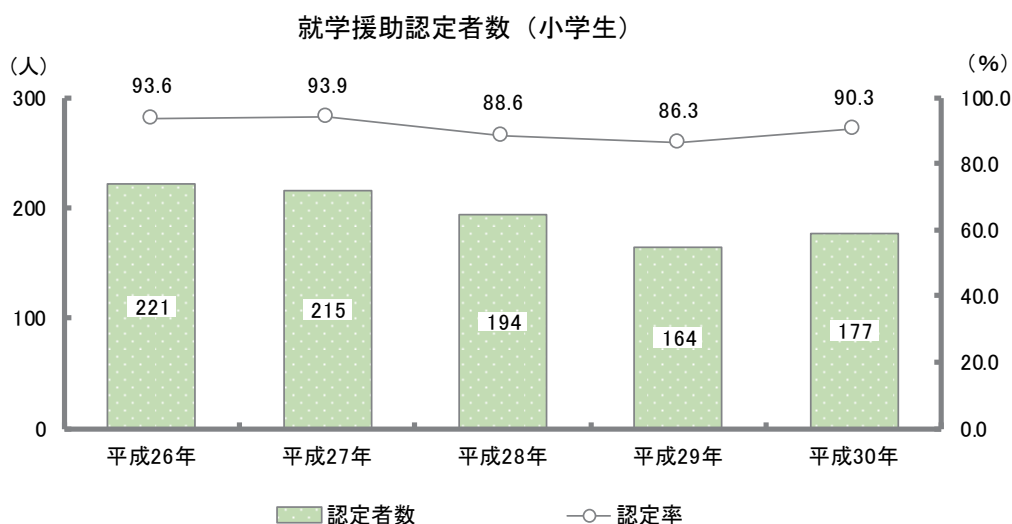
児童扶養手当受給者数



資料：町の統計（各年8月31日現在）

③ 就学援助認定者数（小学生）の推移

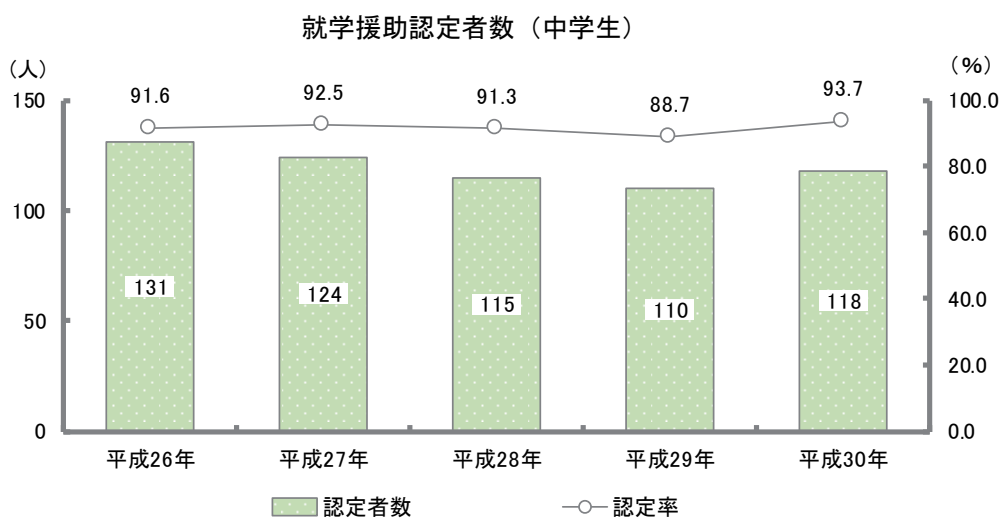
川崎町の小学生における就学援助認定者数・認定率は平成 29 年までは減少していましたが、平成 30 年に増加し、認定者数が 177 人、認定率が 90.3%となっています。



資料：町の統計（各年 3 月 31 日現在）

④ 就学援助認定者数（中学生）の推移

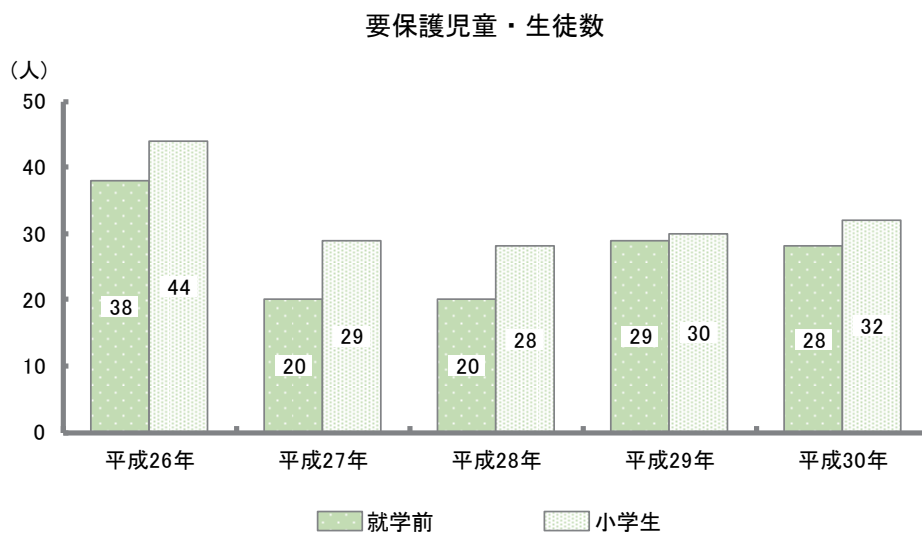
川崎町の中学生における就学援助認定者数・認定率は平成 29 年までは減少していましたが、平成 30 年に増加し、認定者数が 118 人、認定率が 93.7%となっています。



資料：町の統計（各年 3 月 31 日現在）

⑤ 要保護児童・生徒数の推移

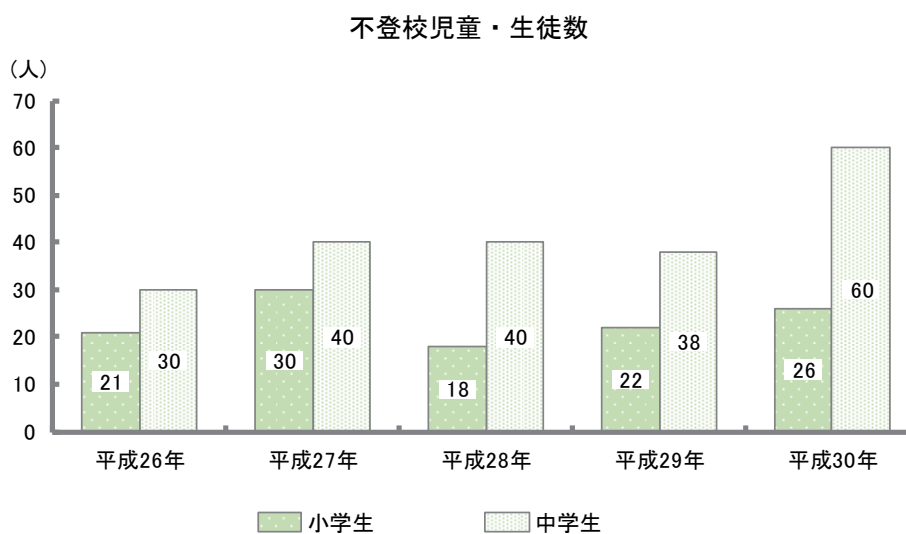
川崎町の要保護児童数・生徒数は、平成30年で要保護児童数が28人、生徒数が32人となっており、どちらも平成26年から約3割減少しています。



資料：町の統計（各年3月31日現在）

⑥ 不登校児童・生徒数の推移

川崎町の不登校児童・生徒数は、平成30年で小学生が26人、中学生が60人となっており、特に平成30年に中学生が大きく増加しています。



資料：町の統計（各年3月31日現在）

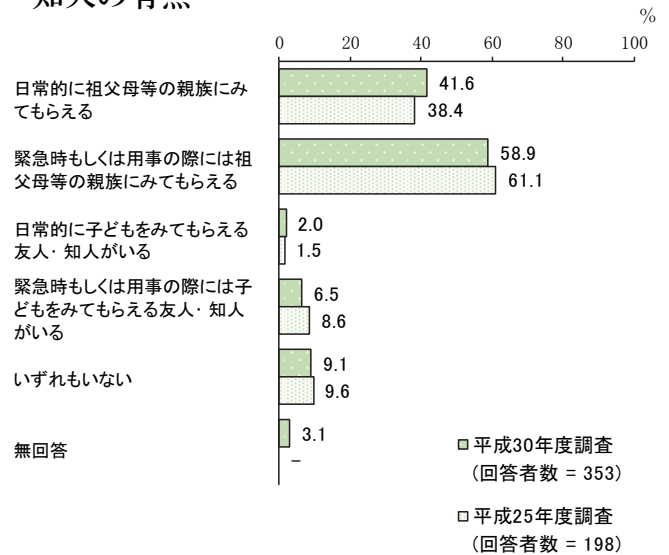
2 町民ニーズ調査からみえる川崎町の状況

(1) 子どもと家族の状況について

① 日常的・緊急時にみてもらえる親族・知人の有無

「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が58.9%と最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が41.6%となっています。

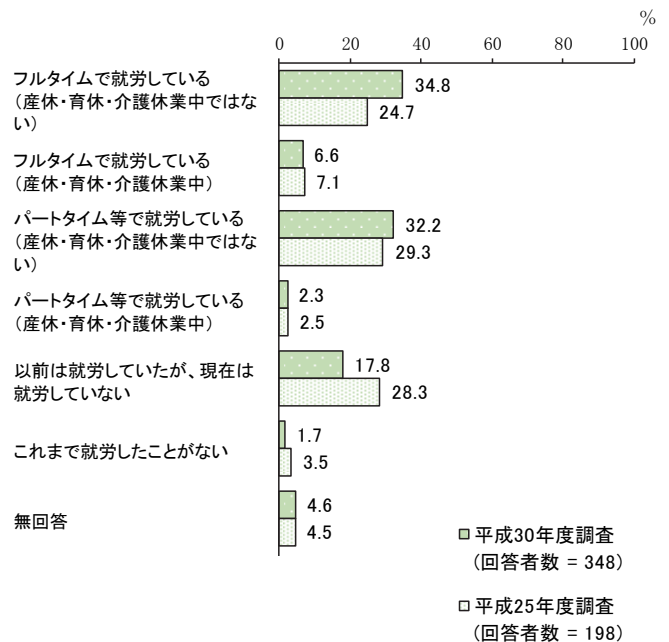
平成25年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



② 母親の就労状況

「フルタイムで就労している(産休・育休・介護休業中ではない)」の割合が34.8%と最も高く、次いで「パートタイム等で就労している(産休・育休・介護休業中ではない)」の割合が32.2%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が17.8%となっています。

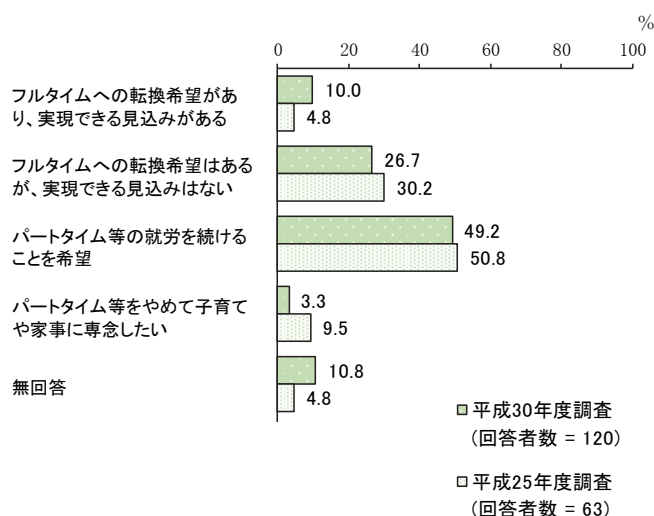
平成25年度調査と比較すると、「フルタイムで就労している(産休・育休・介護休業中ではない)」の割合が増加しています。一方、「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が減少しています。



③ 母親の就労意向（就労者の就労意向）

「パートタイム等の就労を続けることを希望」の割合が49.2%と最も高く、次いで「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない」の割合が26.7%、「フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある」の割合が10.0%となっています。

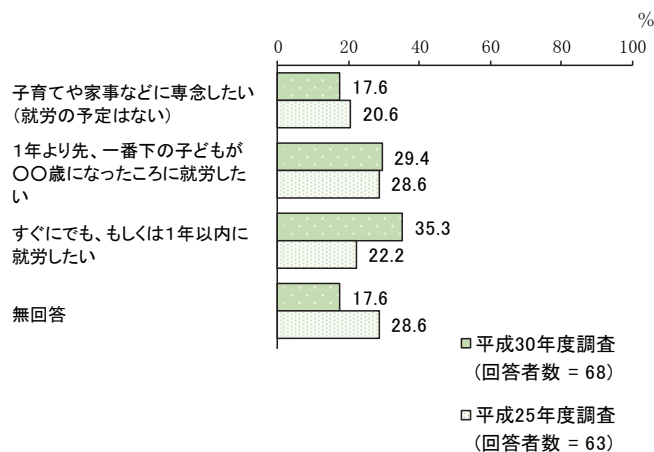
平成25年度調査と比較すると、「フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある」の割合が増加しています。一方、「パートタイム等をやめて子育てや家事に専念したい」の割合が減少しています。



④ 母親の就労意向（未就労者の就労意向）

「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」の割合が35.3%と最も高く、次いで「1年より先、一番下の子どもが〇〇歳になったところに就労したい」の割合が29.4%、「子育てや家事などに専念したい(就労の予定はない)」の割合が17.6%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」の割合が増加しています。

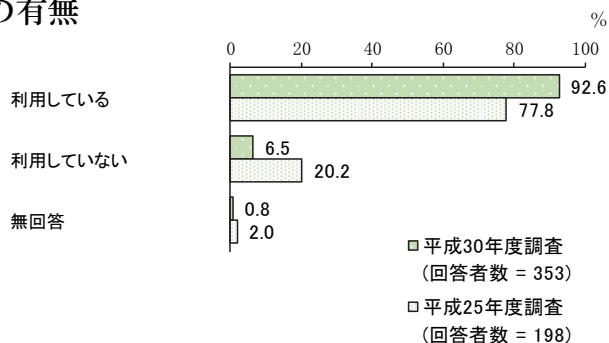


(2) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について

① 平日の定期的な教育・保育事業の利用の有無

「利用している」の割合が92.6%、「利用していない」の割合が6.5%となっています。

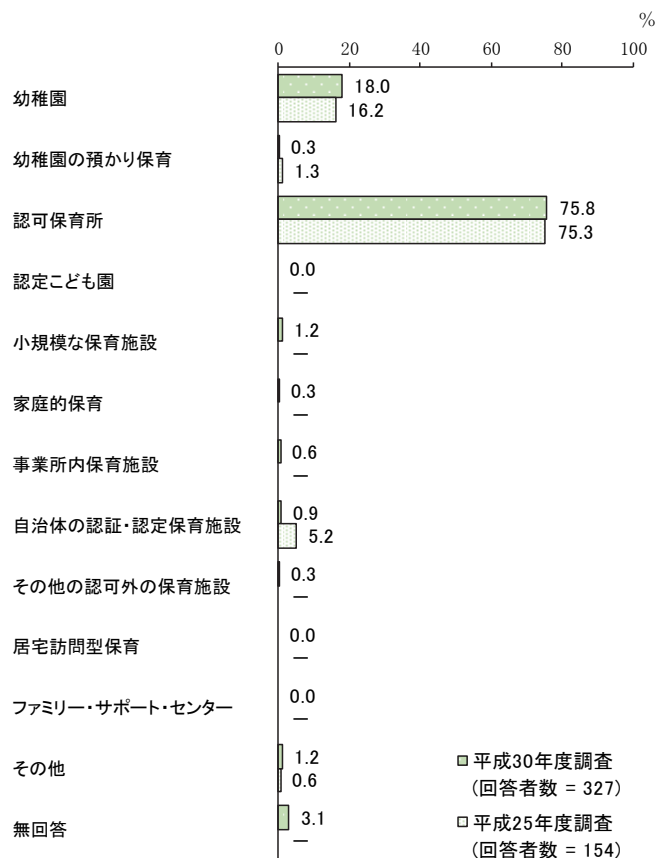
平成25年度調査と比較すると、「利用している」の割合が増加しています。一方、「利用していない」の割合が減少しています。



② 平日の定期的に利用している教育・保育事業

「認可保育所（国が定める最低基準に適合した施設で都道府県等の認可をうけたもの）」の割合が75.8%と最も高く、次いで「幼稚園（通常の就園時間の利用）」の割合が18.0%となっています。

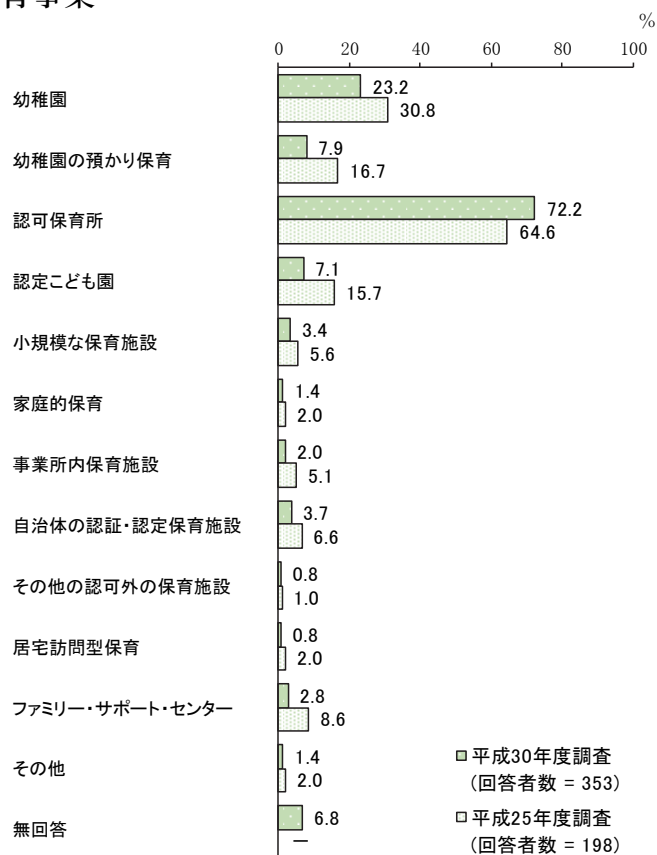
平成25年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



③ 平日、定期的に利用したい教育・保育事業

「認可保育所（国が定める最低基準に適合した施設で都道府県等の認可を受けたもの）」の割合が72.2%と最も高く、次いで「幼稚園（通常の就園時間の利用）」の割合が23.2%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「認可保育所」の割合が増加しています。一方、「幼稚園」「幼稚園の預かり保育」「認定こども園」「ファミリー・サポート・センター」の割合が減少しています。

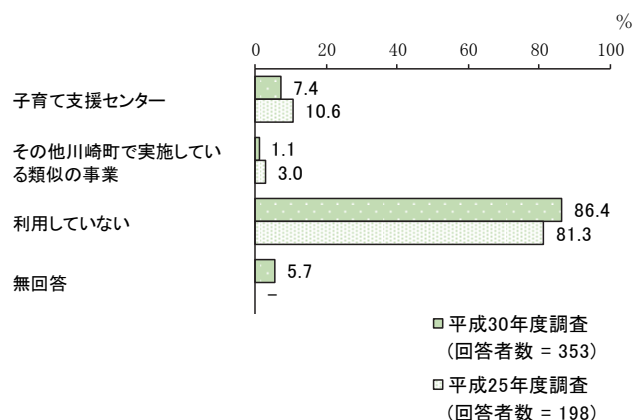


(3) 地域の子育て支援事業の利用状況について

① 地域子育て支援拠点事業の利用状況

「利用していない」の割合が86.4%と最も高くなっています。

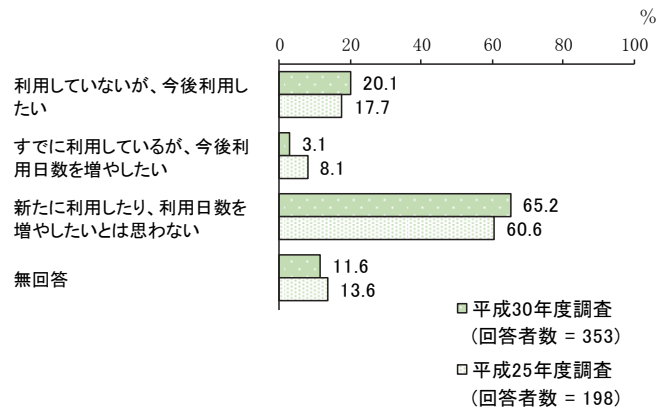
平成25年度調査と比較すると、「利用していない」の割合が増加しています。



② 地域子育て支援拠点事業の利用希望

「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」の割合が65.2%と最も高く、次いで「利用していないが、今後利用したい」の割合が20.1%となっています。

平成25年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

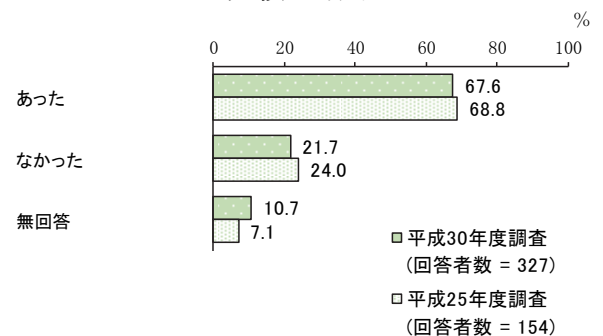


(4) 病気等の際の対応について

① 子どもが病気やケガで通常の事業の利用ができなかった経験の有無

「あった」の割合が67.6%、「なかった」の割合が21.7%となっています。

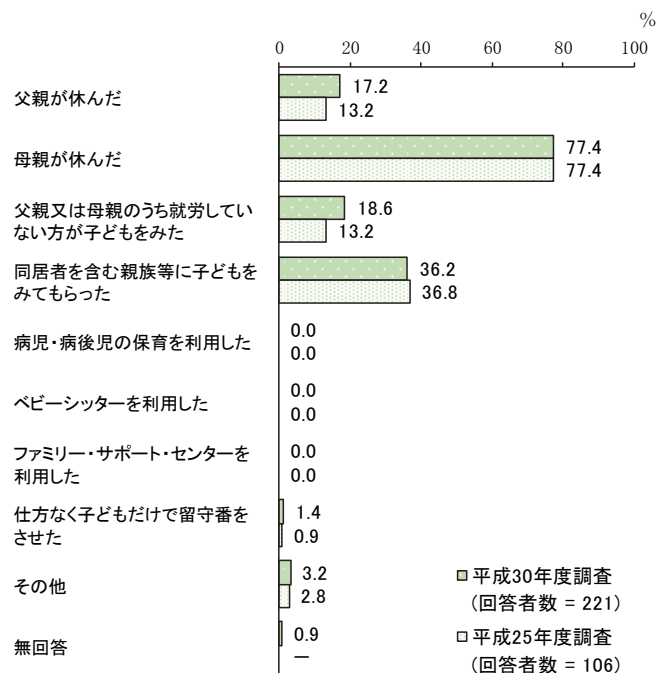
平成25年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



② 子どもが病気やケガで通常の事業の利用ができなかった場合の対応

「母親が休んだ」の割合が77.4%と最も高く、次いで「同居者を含む親族等に子どもをみてもらった」の割合が36.2%、「父親又は母親のうち就労していない方が子どもをみた」の割合が18.6%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「父親又は母親のうち就労していない方が子どもをみた」の割合が増加しています。

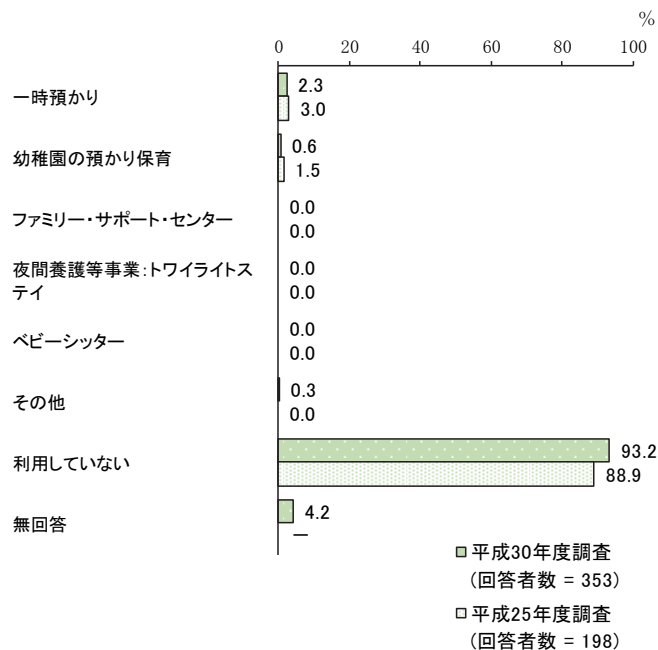


(5) 一時預かり等の利用状況について

① 不定期の教育・保育の利用状況

「利用していない」の割合が93.2%と最も高くなっています。

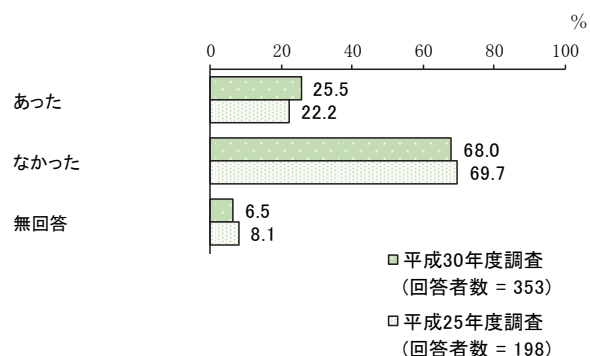
平成25年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



② 宿泊を伴う一時預かり等の有無と対応

「あった」の割合が25.5%、「なかった」の割合が68.0%となっています。

平成25年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

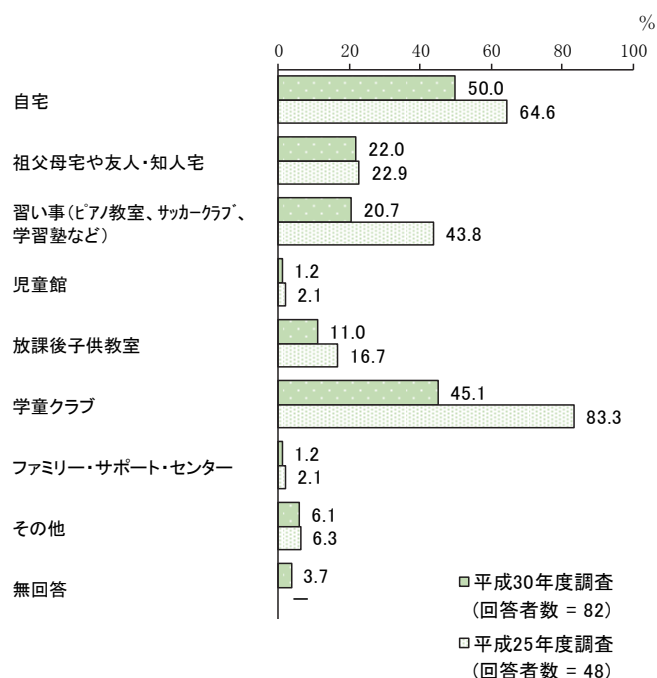


(6) 小学校就学後の過ごし方について

① 就学前児童保護者の小学校就学後（低学年）の放課後に過ごさせたい場所

「自宅」の割合が50.0%と最も高く、次いで「学童クラブ」の割合が45.1%、「祖父母宅や友人・知人宅」の割合が22.0%となっています。

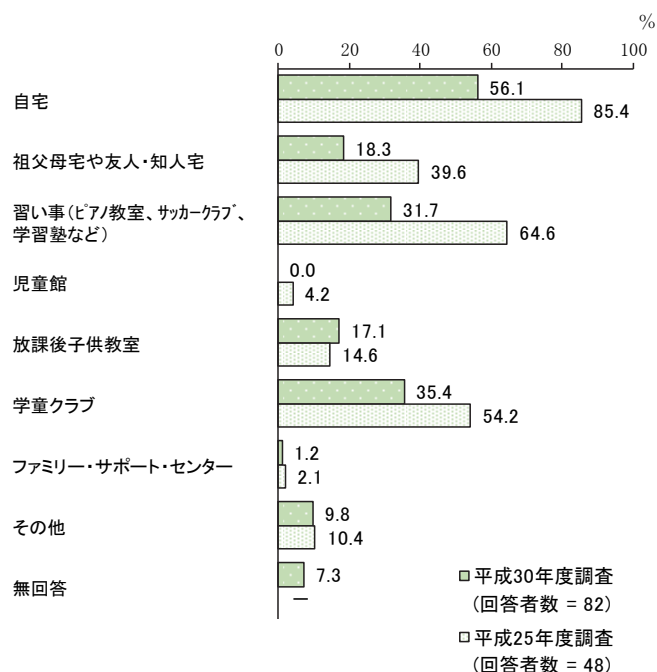
平成25年度調査と比較すると、「自宅」「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」「放課後子供教室」「学童クラブ」の割合が減少しています。



② 就学前児童保護者の小学校就学後（高学年）の放課後に過ごさせたい場所

「自宅」の割合が56.1%と最も高く、次いで「学童クラブ」の割合が35.4%、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が31.7%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「自宅」「祖父母宅や友人・知人宅」「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」「学童クラブ」の割合が減少しています。

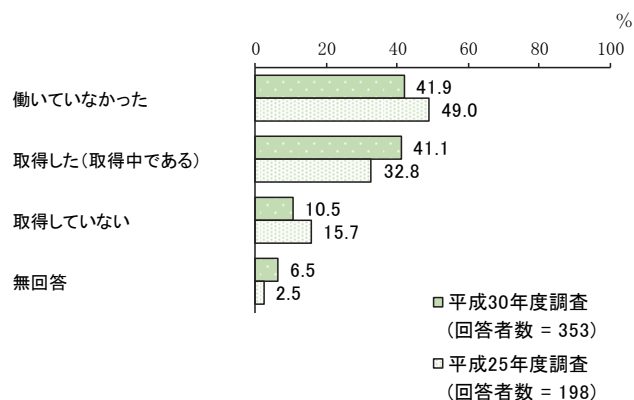


(7) 育児休業制度の利用状況について

① 母親の育児休業の取得状況

「働いていなかった」の割合が41.9%と最も高く、次いで「取得した（取得中である）」の割合が41.1%、「取得していない」の割合が10.5%となっています。

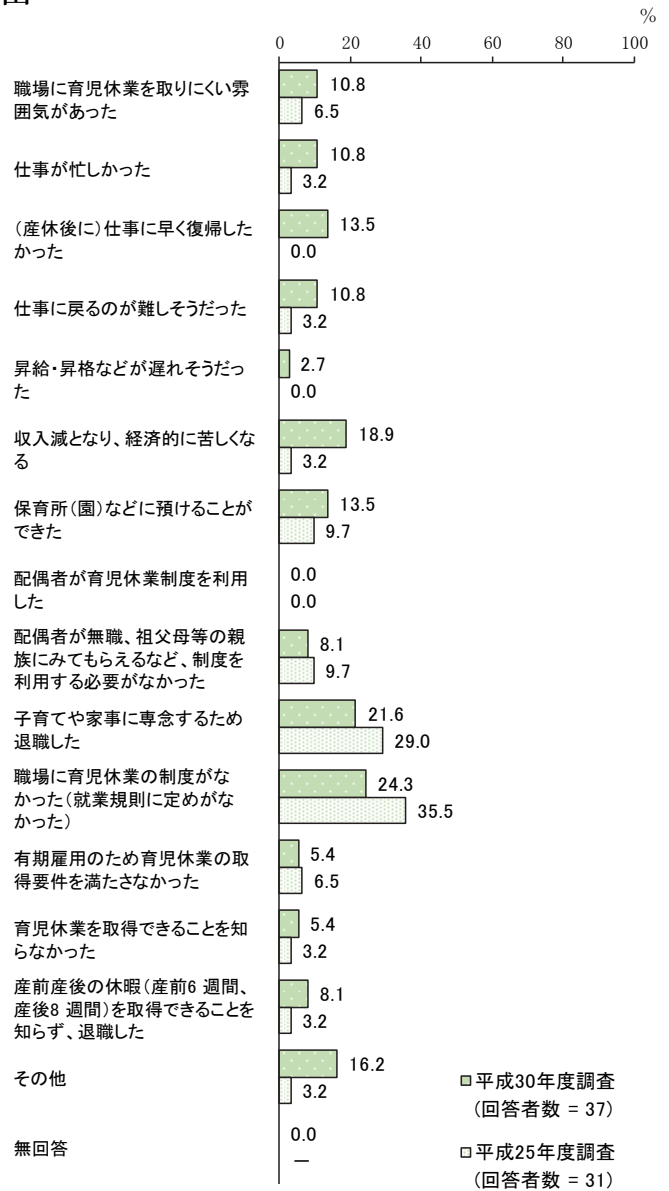
平成25年度調査と比較すると、「取得した（取得中である）」の割合が増加しています。一方、「働いていなかった」「取得していない」の割合が減少しています。



② 母親の育児休業を取得していない理由

「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」の割合が24.3%と最も高く、次いで「子育てや家事に専念するため退職した」の割合が21.6%、「収入減となり、経済的に苦しくなる」の割合が18.9%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「仕事が忙しかった」「（産休後に）仕事に早く復帰したかった」「仕事に戻るのが難しそうだった」「収入減となり、経済的に苦しくなる」の割合が増加しています。一方、「子育てや家事に専念するため退職した」「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」の割合が減少しています。

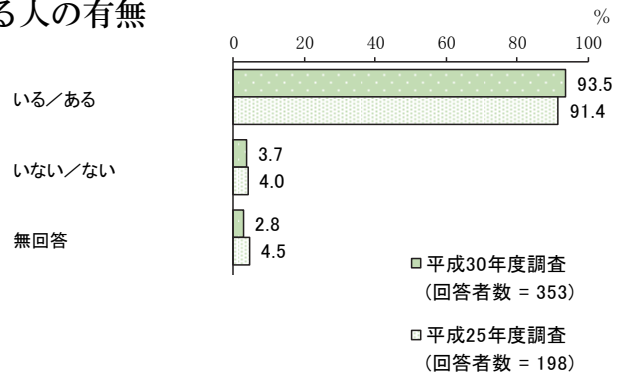


(8) 相談の状況について

① 就学前児童の保護者の気軽に相談できる人の有無

「いる／ある」の割合が93.5%、「いない／ない」の割合が3.7%となっています。

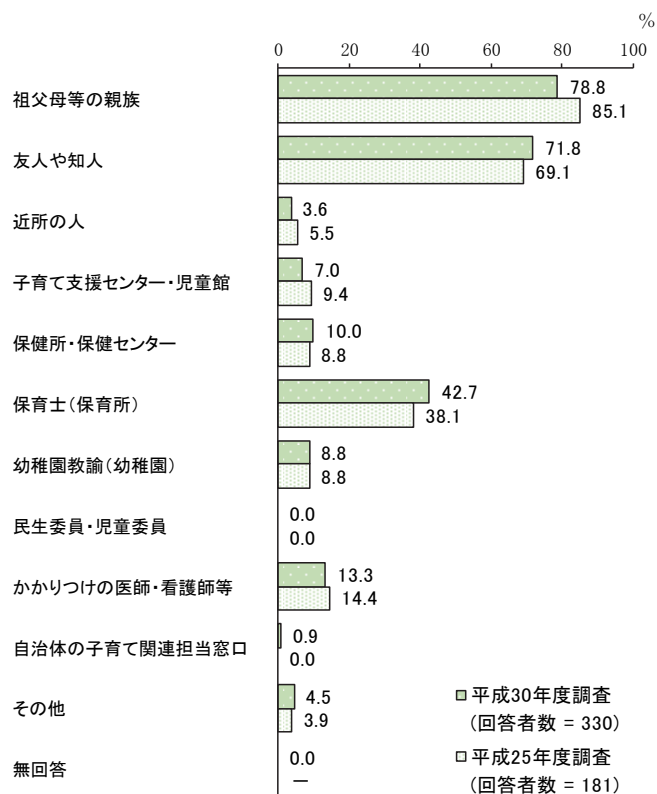
平成25年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



② 就学前児童の保護者の気軽に相談できる相談先

「祖父母等の親族」の割合が78.8%と最も高く、次いで「友人や知人」の割合が71.8%、「保育士（保育所）」の割合が42.7%となっています。

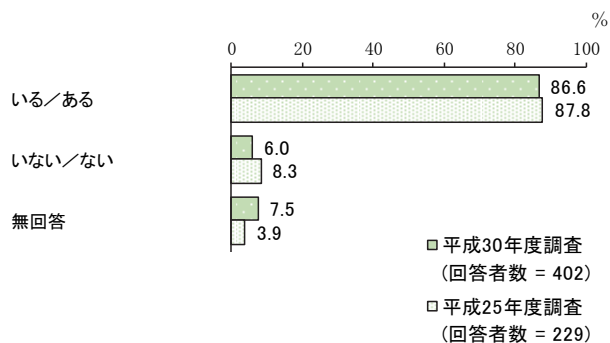
平成25年度調査と比較すると、「祖父母等の親族」の割合が減少しています。



③ 就学児童の保護者の気軽に相談できる人の有無

「いる／ある」の割合が86.6%、「いない／ない」の割合が6.0%となっています。

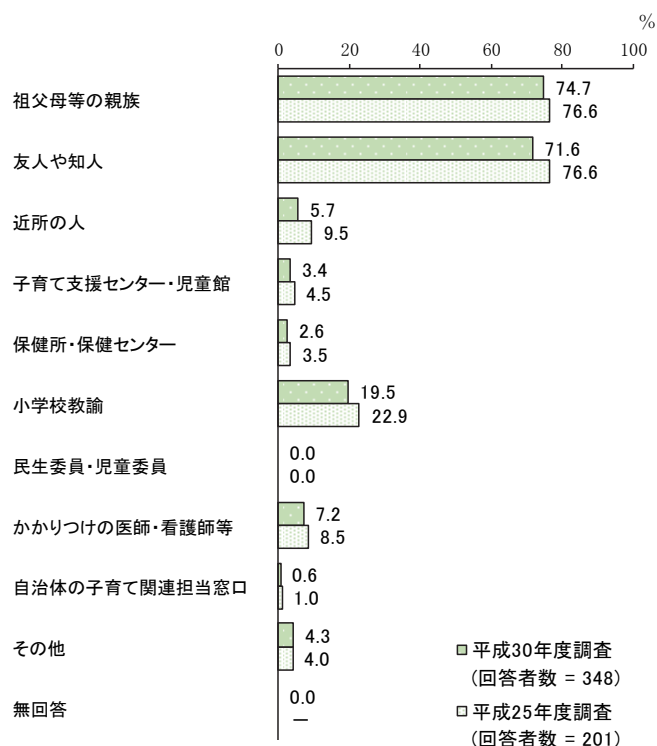
平成25年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



④ 就学児童の保護者の気軽に相談できる相談先

「祖父母等の親族」の割合が74.7%と最も高く、次いで「友人や知人」の割合が71.6%、「小学校教諭」の割合が19.5%となっています。

平成25年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

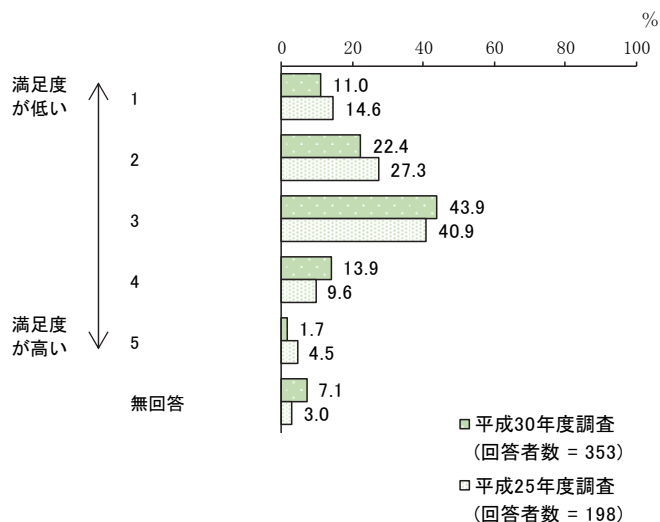


(9) 子育て全般について

① 就学前児童保護者の地域における子育ての環境や支援の満足度

「3」の割合が43.9%と最も高く、次いで「2」の割合が22.4%、「4」の割合が13.9%となっています。

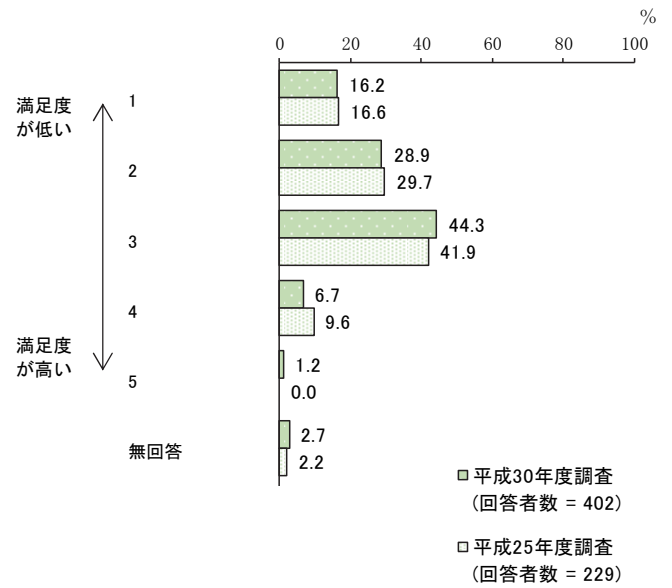
平成25年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



② 就学児童の保護者の地域における子育ての環境や支援の満足度

「3」の割合が44.3%と最も高く、次いで「2」の割合が28.9%、「1」の割合が16.2%となっています。

平成25年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



3 川崎町の子どもと家庭を取り巻く課題

国の動向や町民ニーズ調査、各種データから、川崎町の子どもや子育てを取り巻く課題を整理しました。

(1) 地域における子育ての支援 ●●●●●●●●

町民ニーズ調査では、日ごろ、日常的に子どもをみてもらえる親族・知人が「いずれもない」が約1割となっています。また、約1割の就学前保護者、小学生保護者が子育てをする上で気軽に相談できる人や場所が「いない/ない」と回答しており、悩みを抱えた保護者が誰にも相談できず、抱え込んでしまっていることが懸念されます。

地域子育て支援拠点事業の充実など、通いの場や子どもと保護者の居場所を地域に確保することで、子育て中の保護者が孤立することなく、地域での子育ての相談をはじめ、子育てに関する情報提供の充実を図り、安心して子育てできる環境づくりに取り組む必要があります。

(2) 母性及び乳幼児等の健康の確保と増進 ●●●●●●●●

少子化や核家族化、地域のつながりの希薄化が進むにつれ、子育ての不安や負担を一人で抱えている親が増加しています。国においては、子育て世代包括支援センターを2020年度に全国展開をめざし、妊娠期から子育て期にわたる様々なニーズに対して総合的相談支援を提供することをめざしています。

乳幼児期は、基本的な生活習慣を整え、人格形成の基礎が培われる大切な時期にあり、保護者や家庭のかかわり方が重要となります。睡眠、食事、運動等生活リズムを整え、子どもとの情緒的交流が望まれますが、一方で、育児不安を持つ母親が多くなっています。

町民ニーズ調査では、子育てについての悩みは多種多様であり、気軽に相談できる体制を構築するとともに、妊娠期から子育て期の切れ目のない相談や支援を行うことが必要です。

(3) 要保護児童等への対応などきめ細やかな取り組みの推進 ●●●●●

児童虐待への対応については、以前から制度改正や関係機関の体制強化などにより、その充実が図られてきました。しかし、深刻な児童虐待事件が後を絶たず、全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数も増加を続けており、依然として社会全体で取り組むべき重要な課題となっています。

改正児童虐待防止法では、親の子どもへの体罰の禁止、児童相談所の体制強化等を盛り込み、児童虐待の更なる防止に努めています。

町民ニーズ調査では、就学前児童調査で、子育てで不安や負担と感ずることとして、「子育てのストレスなどから子どもにきつくあたってしまうこと」の割合が約2割、「子育てによる心身の疲れが大きいこと」の割合が約2割となっており、子育てへの不安を抱える保護者が多くいることがうかがえます。また、小学生児童保護者でも同じように子育てのストレスなどから子どもにきつくあたってしまうことについての悩みがみられ、子どもの成長に合わせてどのように対応すべきか悩んでいる姿がみとれます。

子育ての不安に寄り添えるように、日頃から相談しやすい体制づくりと関係の構築を図ることが必要です。また、児童虐待防止の広報・啓発の充実とともに、要保護児童対策地域協議会の機能強化を図り、子どもの虐待（疑いを含む）を発見した際に、速やかに通告し連携、支援できる体制を強化することが求められます。

また、国においては、ひとり親における家庭の経済的な状況が子どもの育ちに影響を及ぼす「子どもの貧困」が問題となっています。平成28年度の国民生活基礎調査によれば、子育て中の一般世帯の平均年収に比べ、母子世帯は約1/3となっており、特に母子家庭における経済的困窮が顕著となっています。

町民ニーズ調査では、子育て（教育を含む）に関する相談相手の有無については、「いない／ない」の割合が3.7%となっています。

支援が必要な家庭に、適切なサービスや支援を結び付けるとともに、地域の支援者と連携しながら、生活に困難を抱える家庭への支援を行うことが必要です。特に、ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援するため、日常生活を支援し、相談体制を充実することが求められます。



第3章 計画の基本理念、基本目標

1 基本理念

現行計画では、「川崎町に生まれて・住んでよかったと思えるような子育てしやすいまちづくり」を基本理念として計画を推進してきました。

本計画では、現在の取り組みをさらに推進し、子どもや子育て家庭に寄り添った支援を充実することで、子育て家庭が子育てをしやすいと“感じ”、これからの川崎町を支える子どもたちの成長を地域とともに支え、未来に夢と希望のもてるまちをめざし、



基本理念を、『川崎町に生まれて・住んでよかったと感じられるような子育てしやすいまちづくり』とし計画を推進します。

**川崎町に生まれて・住んで
よかったと感じられるような
子育てしやすいまちづくり**



2 基本目標

(1) 子ども・子育て支援サービス ●●●●●●●●

安心して子育てをするためには、教育・保育施設を利用する子どもの家庭のみならず、在宅の子育て家庭を含むすべての子ども及び子育て家庭を対象として、妊娠・出産期からの支援を行っていくことが必要です。

また、子どもが安心して外出し、のびのびと遊ぶことができるよう、安全・安心な環境の整備に努めていきます。身近な地域の大人たちが子どもを見守る取り組みを進め、子どもや保護者が参加して交流できる場づくりなど、地域資源を活かした総合的な子育て支援体制づくりをさらに推進します。

さらに、多様な保育サービスや放課後児童対策など、就学前の教育や保育、学校教育の充実を図り、安心して仕事と子育てを両立できる環境づくりを支援していきます。

(2) 主な子ども・子育て支援施策の展開 ●●●●●●●●

子育てに不安や悩みを抱えた保護者や子育て家庭が、孤立することがないように、家庭環境等の変化により多様化する相談に応え、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援が受けられることで、妊産婦とその家族の出産・子育ての不安が軽減され、家族が健やかに生活できるような取り組みを進めます。

また、乳幼児期における保育サービスの充実や就学児童の放課後の活動場所の充実を計画的に進めるとともに、地域や子育て支援を行う団体等と密接に連携、協力して、子どもの成長に応じた適切な支援が受けられる、子育てしやすい環境の整備を進めます。

さらに、次代を担う子どもたちが、社会の一員として自立するためには、心身ともに健やかに成長し、自ら学び考え行動する力や、社会の発展に主体的に貢献する力を身に付けていくことが必要です。子どもの権利が守られ、全ての子ども・若者が健やかな成長と学び、自立に向けた支援に取り組んでいきます。

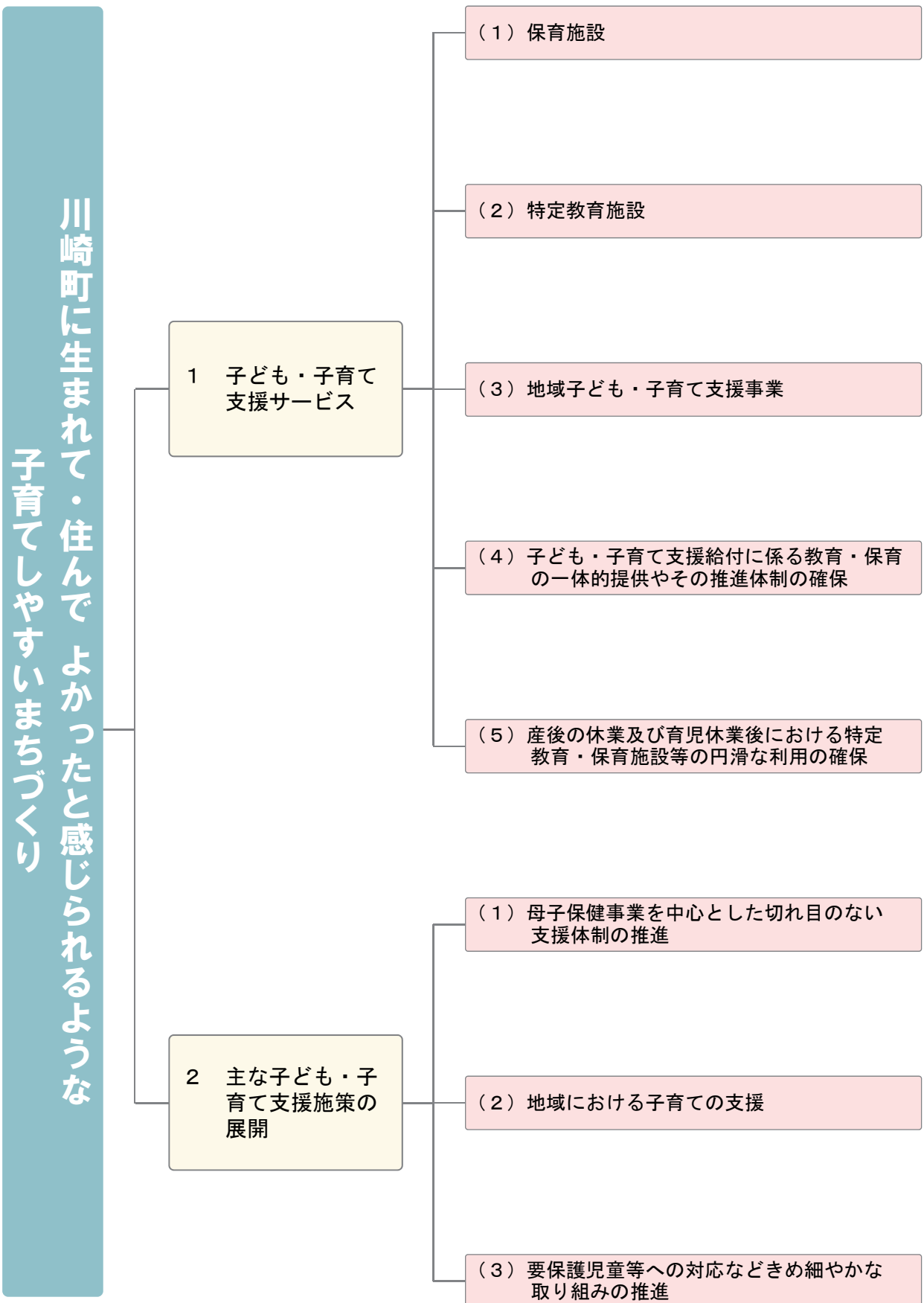
障がいのある児童等、配慮が必要な子どもや保護者に対しては、関係機関等が連携を図りながら、子どもの特性に合わせた継続的な支援を充実します。「子どもの貧困」についても、国が示す方向性等をふまえながら、相談対応の充実や負担軽減などの支援施策の充実など、経済的困難を抱える家庭への対応を図ります。


3 施策の体系

[基本理念]

[章]

[施策及び事業]





第4章 子ども・子育て支援サービス

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく基本指針において、町は教育・保育を提供するために、保護者や子どもが居宅等から容易に移動することが可能な区域を定めることとしています。

「川崎町子ども・子育て支援事業計画」では、この教育・保育の提供区域について、保育所等の整備にあたり、教育・保育ニーズの状況に応じ、全町域で柔軟に教育・保育の提供を行うため町全域を1つの区域と決めました。



本計画においても、この考えを踏襲し、町全域を1つの区域とします。

2 人口の見込み

子ども・子育て支援事業計画で定めるサービスの対象となる、0歳から11歳までの子どもの人口を平成27年から平成31年の3月末の住民基本台帳の人口を基にコーホート変化率法により推計しました。

0歳から11歳までの子どもの将来推計は、年々減少することが予測されます。

単位：人

年齢	令和2年	令和3年度	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	101	97	94	90	86
1歳	102	100	97	94	90
2歳	103	102	100	97	94
3歳	102	101	100	98	95
4歳	109	102	101	100	98
5歳	124	107	100	99	98
6歳	125	119	103	96	95
7歳	123	125	119	103	96
8歳	133	123	125	119	103
9歳	126	132	122	124	118
10歳	131	127	133	123	125
11歳	137	130	126	132	122

※コーホート変化率法：同年または同期間の過去における実績人口の動態から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

3 幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育

各認定区分に応じた量を以下のとおり見込み、確保策を定めました。

(1) 保育施設（認可保育所・認定こども園・地域型保育施設）

認可保育所・地域型保育施設は、保護者が仕事や病気などの理由で、0歳～小学校就学前の子どもの保育ができない場合に、子どもを預かって保育する施設です。

認定こども園は、小学校就学前の子どもに対する保育及び教育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行う施設ですが、川崎町には該当の施設はありません。

【 量の見込み 】

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	482	460	446	436	422
2号認定	237	220	213	211	206
3号認定（0歳）	80	77	75	71	68
3号認定（1・2歳）	165	163	158	154	148
確保提供数（B）	540	540	540	540	540
2号認定	300	300	300	300	300
3号認定（0歳）	70	70	70	70	70
3号認定（1・2歳）	170	170	170	170	170
差引（B）－（A）	58	80	94	104	118

【 確保方策 】

ニーズ量の見込みと確保提供数を比較すると、令和2～6年度の計画期間において、確保提供数がニーズ量を上回っていることから、確保提供数での対応が可能です。

(2) 特定教育施設（幼稚園・認定こども園） ● ● ● ● ●

幼稚園は、保護者の就労状況に関わらず、3歳から入園でき年齢に相応しい適切な環境を整え、心身の発達を助長するための教育施設です。

認定こども園は、小学校就学前の子どもに対する保育及び教育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行う施設ですが、川崎町には該当の施設はありません。

【 量の見込み 】

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	72	67	65	63	62
確保提供数（B）	90	90	90	90	90
差引（B）－（A）	18	23	25	27	28

【 確保方策 】

二一ズ量の見込みと確保提供数を比較すると、令和2～6年度の計画期間において、確保提供数が二一ズ量を上回っていることから、確保提供数での対応が可能です。

4 地域子ども・子育て支援事業

(1) 利用者支援事業 ●●●●●●●●

子どもとその保護者、または、妊娠している方の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

【 量の見込み 】

単位：箇所数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	1	1	1	1	1
基本型・特定型	0	0	0	0	0
母子保健型	1	1	1	1	1
確保策（B）	1	1	1	1	1
基本型・特定型	0	0	0	0	0
母子保健型	1	1	1	1	1
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

【 確保方策 】

川崎町では、母子保健型を令和2年4月に開設予定で、担当課（健康づくり課）の窓口による対応を行います。

(2) 地域子育て支援拠点事業 ●●●●●●●●

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【 現状 】

	平成30年度
利用延べ人数	1,984

【 量の見込み 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用延べ人数	1,244	1,215	1,183	1,142	1,097
実施箇所数	1	1	1	1	1

【 確保方策 】

今後も継続して事業の展開を行います。

(3) 一時預かり事業 ●●●●●●●●

① 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

幼児の心身の健全な発達を図るとともに、保護者の子育てを支援するため、希望のあった在園児を幼稚園の教育時間の終了後に、引き続き預かる事業です。

【 量の見込み 】

単位：年・延人数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	489	453	440	434	425
1号認定	0	0	0	0	0
2号認定	489	453	440	434	425

【 確保方策 】

本事業は、現在川崎町では実施はしていないものの、ニーズ調査による利用の希望があることから、対応策を含めて今後検討を行っていきます。

② 保育所における一時預かり保育事業

病気やけが、冠婚葬祭など、家庭で保育することが一時的に困難な乳幼児について保育所等で一時的に預かる事業です。

【 現状 】

単位：人

	平成30年度
利用者数	381

【 量の見込み 】

単位：年・延人数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	3,276	3,113	3,026	2,954	2,867

【 確保方策 】

今後も継続して事業の展開を行います。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業 ●●●●●●●●

乳児のいるすべての家庭を訪問し、「子育てに関する情報提供」「乳児及び保護者の心身の状況及び養育環境の把握」「養育についての相談・指導・助言その他の援助」を行う事業です。

【 現状 】

単位：人

	平成30年度
訪問人数	101

【 量の見込み 】

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
訪問人数	101	97	94	90	86

【 確保方策 】

今後も継続して事業の展開を行います。

(5) 養育支援訪問事業及び子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

① 養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した、特に支援を必要とする妊婦や児童に対して、保健師や助産師等が訪問し、相談や支援を行う事業です。

【 現状 】

単位：年・延回数

	平成30年度
訪問回数	180

【 量の見込み 】

単位：年・延回数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
訪問回数	149	142	138	135	131

【 確保方策 】

今後も継続して事業の展開を行います。

② 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、関係機関構成員及び関係機関職員の専門性強化を図るための取り組みを実施する事業です。

【 現状 】

平成30年度の要保護児童・要支援児童の支援状況

	要保護件数		要支援件数	
	世帯	人数	世帯	人数
新規	4	5	1	3
継続	22	82	12	26
合計	26	87	13	29

【 確保方策 】

今後も継続して職員研修及び要保護児童対策地域協議会の運営を充実させ、事業の展開を行います。

(6) ファミリー・サポート・センター事業 ●●●●●●●●

児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【 確保方策 】

本事業は、川崎町では実施しておらず、ニーズ調査による利用の希望もないことから、計画期間内における実施・検討の予定はありません。

(7) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業） ●●●●●●●●

様々な理由により児童の養育が一時的に困難になった場合に、児童福祉施設に委託し、児童を保護することで、児童とその家族の福祉の向上を図ることを目的としている事業です。

【 確保方策 】

本事業は、川崎町では実施しておらず、ニーズ調査による利用の希望もないことから、計画期間内における実施・検討の予定はありません。

(8) 延長保育事業 ●●●●●●●●

認可保育所において、通常の利用時間に加えて延長して保育を実施する事業です。

【 現状 】

単位：年・人

	平成30年度
利用者数	299
実施個所（箇所）	9

【 量の見込み 】

単位：年・人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	111	105	102	100	97
確保方策					
利用可能数（B）	540	540	540	540	540
実施個所（箇所）	9	9	9	9	9
差引（B）－（A）	429	435	438	440	443

【 確保方策 】

ニーズ量の見込みと利用可能数を比較すると、令和2～6年度の計画期間において、利用可能数がニーズ量を上回っていることから、利用可能数での対応が可能です。

(9) 病児・病後児保育事業 ●●●●●●●●

保護者が就労等の理由によりお子さんを家庭で保育できない、病気や病気の回復期にある乳幼児や小学生を対象に、病院や保育所等で保育を行う事業です。

【 量の見込み 】

単位：年・延人数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (A)	621	590	574	560	544
確保方策					
利用可能数 (B)	35	35	35	35	35
実施個所 (箇所)	1	1	1	1	1
差引 (B) - (A)	586	555	539	525	509

【 確保方策 】

ニーズ量の見込みと利用可能数を比較すると、令和2～6年度の計画期間において、ニーズ量が利用可能数を大幅に上回っていますが、計画期間内においては、現状の供給体制である広域利用にて対応いたします。

(10) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） ●●●●●●●●

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を用意し、健全な育成を図る事業です。

【 現状 】

単位：年・人

	平成30年度
登録児童数	259
実施個所（箇所）	5

【 量の見込み 】

単位：年・人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	234	227	218	204	193
1年生	66	63	55	51	50
2年生	45	45	43	37	35
3年生	49	45	46	44	38
4年生	25	27	25	25	24
5年生	33	32	34	31	32
6年生	16	15	15	16	14
確保方策					
利用可能人数（B）	250	250	250	250	250
差引（B）－（A）	16	23	32	46	57

【 確保方策 】

ニーズ量の見込みと利用可能数を比較すると、令和2～6年度の計画期間において、利用可能数がニーズ量を上回っていることから、利用可能数での対応が可能です。

《 新・放課後子ども総合プランを踏まえた方向性 》

『新・放課後子ども総合プラン』の趣旨に沿った「放課後児童クラブ」及び「放課後子供教室」の実施を目指し、次の取り組みを推進します。

- 令和5年度において、一体的に又は連携して行われる「放課後児童クラブ」及び「放課後子供教室」について、引続き全小学校区で実施していきます。
- 「放課後児童クラブ」を利用する児童が「放課後子供教室」を利用する場合の児童の受け入れ、引き渡し等について、双方の運営者が連携を図るよう協議をしていきます。
- 小学校内への「放課後児童クラブ」及び「放課後子供教室」の設置に際しては、教育委員会と十分な協議を行います。
- 教育委員会と福祉部局が定期的に連絡会を開くなど、情報共有を図ります。
- 「放課後児童クラブ」について、国の障害児受入推進事業を活用し、必要に応じて加配指導員を配置します。
- 「放課後児童クラブ」について、利用する保護者のニーズに合った開所時間の設定に努めます。
- 県や町が実施する研修への参加を促進し、「放課後児童クラブ」の役割をさらに向上させます。
- 町のホームページや広報紙、「放課後児童クラブ」からの直接の発信による、「放課後児童クラブ」の情報周知を検討します。

※「放課後子供教室」については、固有名詞のため、子供と漢字で表記しています。

(11) 妊婦健康診査事業 ● ● ● ● ● ● ● ●

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

【 現状 】

単位：年・実人数

	平成30年度
健診実人数	159

【 量の見込み 】

単位：年・実人数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
健診受診者数	148	142	137	132	126

【 確保方策 】

今後も継続して事業の展開を行います。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業 ●●●●●●●●

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用、または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

【 確保方策 】

国の動向に応じて、助成を検討していきます。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 ●●●●

保育所等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した保育所等の設置又は運営を促進するための事業です。

【 今後の方向性 】

国の動向等を踏まえ、事業の実施を検討していきます。

5 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供 やその推進体制の確保

幼児期の教育・保育は、子どもの人格を形成するうえで基礎となる重要なものです。

子どもにとって最善の利益を第一に考えながら、質の高い教育・保育の提供を行うことを目的とし、教育・保育の一体的提供を推進します。

(1) 認定こども園の普及及び推進 ●●●●●●●●

川崎町には、現在認定こども園はありませんが、今後認定こども園への移行や新たな参入の申請が行われた場合は、申請状況等を勘案しながら、適切な対応を行います。

(2) 質の高い幼児期の学校教育・保育の一体的な提供の推進 ●●●●●●●●

保育所における教育機能の充実を図るとともに、就学へのスムーズな移行を行い、質の高い幼児教育と保育の一体的な提供を推進します。

(3) 教育・保育等の質の確保及び向上 ●●●●●●●●

幼稚園教諭、保育士等に対する研修の充実等による資質の向上、幼児教育・保育に関する専門的な知識・技能を持つ支援者と連携を図りながら、教育・保育及び子育て支援の質の確保及び向上に努めます。

(4) 幼児期の教育・保育と小学校教育との円滑な接続の取り組み の推進 ●●●●●●●●

幼稚園・保育所及び小学校職員の共通理解を図り、一貫して指導を推進するほか、職員の交流などを通じて、幼稚園・保育所と小学校との連携を推進します。

(5) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保 ●●●●●●●●

保護者が子育てのための施設等利用給付を円滑に利用できるよう、公正かつ適正な支給を確保するとともに、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、給付を行います。

6 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

育児休業満了時（原則1歳到達時）からの特定教育・保育施設、または特定地域型保育事業の利用を希望する保護者が、育児休業満了時から利用できるような環境を整えることが重要であることに留意しつつ、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援等、必要な支援を行います。



第5章

主な子ども

子育て関連施策の展開

施策 母子保健事業を中心とした切れ目のない支援体制の展開

安心して妊娠・出産し、母子が生涯にわたって心身とも健やかに暮らせるよう、疾病の予防と健康づくりの推進に努めます。

また、妊娠期からの切れ目のない支援を行うことができるよう、関係機関と連携を強化しながら、健康診査、健康相談等の母子保健事業をきめ細かく実施していくとともに、子育て家庭が自信とゆとりを持って子育てができるよう、身近なところで相談しやすい環境づくりや、専門的な相談にも対応できるよう相談窓口の体制を充実します。

【 主な取り組み 】

事業名	事業概要	主担当課
乳幼児期の栄養指導	乳幼児の健やかな成長発達を促すため、管理栄養士が面談や電話、訪問を行い、栄養指導を行っています。	健康づくり課
妊産婦・新生児等訪問指導	ケア・サポート事業や母子健康手帳交付時等に把握した妊産婦・新生児に対し、保健師等が訪問をし、妊婦、出産、育児等に必要な指導を行っています。	健康づくり課
妊娠期からのケア・サポート事業	健康や生活の不安等の問題を持つ妊婦等について、医療機関と連携して早期に把握し、家庭訪問等による支援を行っています。	健康づくり課
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月未満の乳児のいるすべての家庭を対象に、第1子目は保健師と子育て支援係の職員、第2子目以降は保健師と管理栄養士等が訪問を行い子育て支援を行っています。また訪問時に、全ての母親を対象に産後うつスクリーニングを実施し、必要時適切な支援につないでいます。	健康づくり課
こころの相談事業	児童・妊産婦、その他こころの悩みのある39歳以下を対象に、年に6回日時予約制にて臨床心理士による個別相談を実施しています。	健康づくり課
養育支援訪問事業	特に支援を必要とする妊婦や児童に対し、訪問を行い相談対応や支援を行っています。	健康づくり課
母子健康手帳交付	妊婦届出により、母子健康手帳を交付するときには、専門職が個別に面談を行い、育児等に不安を持つ保護者に対し、社会的孤立を予防し、安心して子どもを産み育てられるよう支援しています。	健康づくり課
乳幼児健康診査	乳幼児の健康の保持増進を図り、疾病や発育発達及び育児環境上の問題を早期発見し、適切な支援を行うことを目的に、健康診査を行っています。	健康づくり課
子育てや家族の悩み相談窓口	乳幼児健康診査等の結果、発達に課題のある乳幼児について、保健、福祉、教育、医療等の連携のもと適切な発達支援を行っています。また、育てにくさや育児不安を感じている保護者に対し、それぞれの乳幼児の発達特性を踏まえた育児助言や保護者の心理的フォローを個別に行っています。	健康づくり課

事業名	事業概要	主担当課
子育て世代包括支援センター事業	令和2年4月から若年・高齢妊婦、望まぬ妊娠、未入籍等ハイリスク妊婦に対して状況を確認し、必要に応じて医療機関等の関係機関と連携し支援を行います。産後は生後1か月までに全数の家庭に母子の健康状態の把握を行い、早急に支援が必要な場合には、担当保健師等が訪問し、サービスの紹介や関係機関との連絡調整等の対応を行います。心身の不調や、育児不安がある場合には、養育支援会議で支援プランを作成し、定期的に支援の評価を行う予定です。	健康づくり課

施策 地域における子育ての支援

幼稚園・保育所・認定こども園の利用料の負担軽減を図るとともに、各種研修等を実施し、幼児教育・保育の質の向上を目指します。

地域を担う未来の宝である子どもの育ちに積極的に関わることが出来るよう、地域とのつながりを支援し、地域ぐるみで子育てに取り組める環境整備を推進します。

また、地域における子どもの居場所づくりを進めるとともに、さまざまな体験ができる環境をつくりまします。

【 主な取り組み 】

事業名	事業概要	主担当課
0～2歳児保育料無償化	国が実施する保育料無償化では、年齢や所得の制限があるものを、川崎町独自ですべての児童の保育料を無償化しています。	福祉課
3～5歳児の副食費の助成	国の保育料無償化に伴い、自己負担となった副食費分を川崎町独自で助成しています。	福祉課
幼児教育・保育の質の向上	教育・保育に関する専門性を有する指導主事・幼児教育アドバイザーの配置・確保を検討します。一定の施設基準を満たす認可外保育施設については、運営費等の支援を検討していきます。	教務課 福祉課
放課後子供教室	福岡県が推進する「地域学校協働活動事業」を活用して地域ぐるみで子どもを育て、地域で遊ぶ子どもたちの姿を取り戻すことを目的に、子どもの居場所づくりやさまざまな体験活動を行っています。	社会教育課
学びっこ教室	各小学校の放課後等に、教員、保護者、地域の方による学習支援を実施しています。	教務課
ブックスタート事業	すべての赤ちゃんの周りで楽しくあたたかいひと時が持たれることを願い一人ひとりの赤ちゃんに、絵本を開く楽しい体験と一緒に絵本を提供しています。	社会教育課

施策 要保護児童等への対応などきめ細やかな取り組みの推進

ひとり親家庭や障がいのある子どもなど、支援を必要とする子どもと、その家庭に対して総合的な支援を行っていきます。

① 児童虐待防止対策の充実

子ども児童虐待防止対策の充実として、虐待対応を含む支援が必要な家庭に対し、関係機関が情報を共有し、それぞれが持つ機能を発揮したネットワークによる支援を十分提供できるよう、各機関の連携と機能の強化を図ります。

② ひとり親家庭に対する支援の推進

ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援するため、国や県と連携しながら、就業に向けた支援を推進するとともに、仕事と子育てを両立させることができるよう、相談体制や経済的支援の充実に努めます。

③ 障がいや発達に支援が必要な児童への対策の充実

障がいや発達に支援が必要な児童に対し早期発見、早期療育に努めます。さらに、地域の教育・保育施設で支援を要する子を積極的に受け入れ、子どもや育児者が安心して暮らし続けられるよう支援を強化します。

④ 子どもの貧困対策の推進

現在、子どもの貧困が社会的な問題となっています。「貧困の連鎖」を防ぐため、生活困窮家庭等への支援に取り組みます。また、将来の自立した生活を確保するため、家庭の状況に左右されることなく、すべての子どもの学びが保障されるよう、就学前教育・保育の充実に努めます。

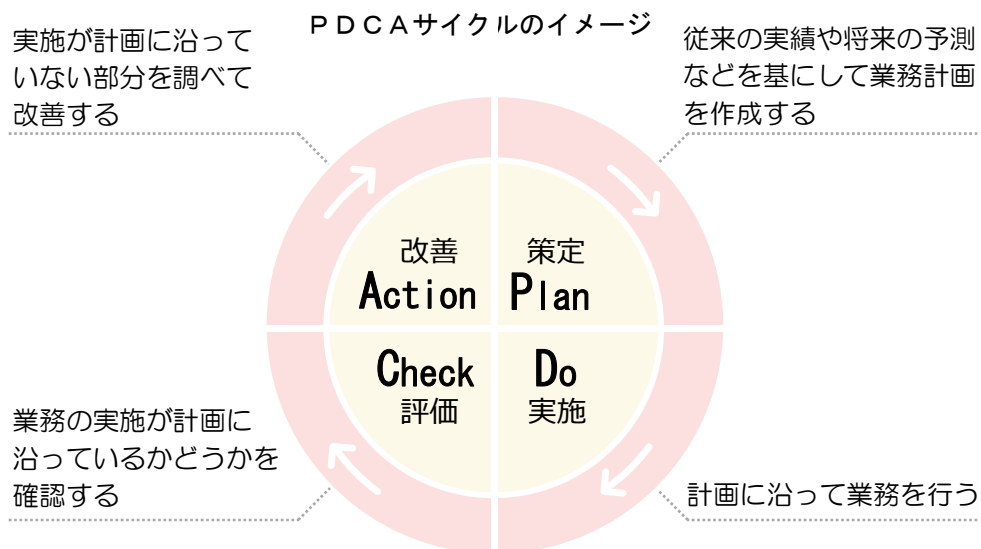


第6章 計画の推進

1 計画の進捗管理

本計画に基づく取り組みの実施に当たっては、年度ごとに点検・評価を行い、その結果を踏まえたうえで取り組みの充実・見直しを検討する等、PDCAサイクルを確保し本計画を計画的かつ円滑に推進することが重要です。

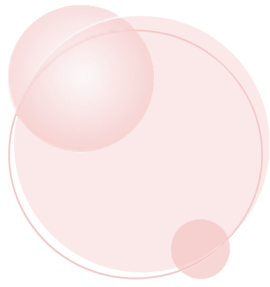
計画の適切な進行管理を進めるために、庁内関係各課を中心に具体的施策の進行状況について把握するとともに、「川崎町子ども・子育て会議」において、施策の実施状況について点検、評価し、これに基づいて、実施に向けて検討し取り組みを行いたいと思います。



2 計画の推進

本計画を推進していくためには、庁内関係各課、民生委員・児童委員や子育てに関係する町民活動団体等との連携、そして、地域の方々の協力と参加が必要です。

そのため、町民に対して積極的に情報提供をしていくとともに、町と幼稚園、保育園、学校等、各種団体、地域住民との連携を図ります。



參考資料

1 川崎町子ども・子育て会議条例

平成 25 年 12 月 9 日

条例第 52 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 77 条第 1 項の規定に基づき、川崎町子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子育て会議は、町長から意見を求められた時に、法第 77 条第 1 項各号に掲げる次の事項を審議するものとする。

(1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、法第 31 条第 2 項に規定する事項を処理すること。

(2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、法第 43 条第 3 項に規定する事項を処理すること。

(3) 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、法第 61 条第 7 項に規定する事項を処理すること。

(4) 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

(組織)

第 3 条 子育て会議は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

(1) 法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援(次号において「子ども・子育て支援」という。)に関し学識経験のある者

(2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者

(3) 子どもの保護者

(4) 前各号に掲げる者のほか、町長が特に必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(臨時委員)

第 5 条 町長は、子育て会議に特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員若干名を置くことができる。

2 臨時委員は、町長が必要と認める者のうちから町長が委嘱する。

3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

(委員長及び副委員長)

第 6 条 子育て会議に委員長及び副委員長 1 人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 子育て会議の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長が選出されていないときは、町長が行う。

2 子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(部会)

第8条 子育て会議に、部会を置くことができる。

2 部会は、委員長が指名する委員又は臨時委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、委員長が指名する。

4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、委員長の指名する部会の委員が、その職務を代理する。

5 第6条第3項の規定は部会長の職務について、前条(第1項ただし書を除く。)の規定は部会の会議について、それぞれ準用する。この場合において、第6条第3項並びに前条第1項本文及び第3項中「委員長」とあるのは「部会長」と、第6条第3項及び前条中「子育て会議」とあるのは「部会」と、同条第2項及び第3項中「委員」とあるのは「部会の委員」と読み替えるものとする。

(関係者の出席等)

第9条 委員長又は部会長は、それぞれ子育て会議又は部会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第10条 子育て会議の庶務は、健康づくり課において処理する。

(平成31年3月14日・一部改正)

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、委員長が子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成31年3月14日)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

2 川崎町子ども・子育て会議 委員名簿

委員任期期間：平成30年4月1日～令和2年3月31日

臨時委員任期期間：平成31年4月1日～令和2年3月31日

氏名	団体名等	役職等	備考
中村 晋介	有識者	福岡県立大学准教授	委員長
盛坪 桂子	子育て支援ボランティア 団体	会員(おはなし広場「もこもこ」)	副委員長
鶴田 延秀	有識者	福岡県立川崎特別支援学校 教諭	委員
松岡 久代	川崎町私立保育園連盟	代表(緑保育所長)	委員
金高 智典	川崎町中学校長会	代表(川崎町立鷹峰中学校長)	委員
金子 祥二	川崎町小学校長会	代表(川崎町立真崎小学校長)	委員
栗林 秀幸	川崎町要保護児童対策 地域協議会	会長(川崎町立池尻中学校長)	委員
中村 香代子	川崎町民生委員・児童 委員協議会	川崎町主任児童委員	委員
林 智明	川崎町学童クラブ運営 委員会連絡会	会長(川崎東小学童クラブ会長)	委員
宗吉 弘行	子育て中の家庭 (中学校PTA)	代表(川崎町立川崎中学校PTA 会長)	委員
行實 菊美	子育て中の家庭 (幼稚園)	代表(川崎幼稚園後援会長)	委員
野村 由季	子育て中の家庭 (保育園)	代表(同和保育所守る会長)	委員
竜円 貴和子	川崎町立川崎幼稚園	園長	委員
樋口 まゆみ	川崎町立同和保育所	所長	委員
梅田 浩一	臨時委員	課長(福祉課)	臨時委員
福島 昌美	臨時委員	企画調整係長(企画情報課)	臨時委員
久保山 恵美子	臨時委員	教務係長(教務課)	臨時委員
工藤 真奈美	臨時委員	主任主事(社会教育課)	臨時委員

3 第2期川崎町子ども・子育て支援事業計画策定部会 委員名簿

氏名	団体名等	役職等	備考
盛坪 桂子	子育て支援ボランティア団体	会員(おはなし広場「もこもこ」)	部会長
松岡 久代	川崎町私立保育園連盟	代表(緑保育所長)	副部会長
金高 智典	川崎町中学校長会	代表(川崎町立鷹峰中学校長)	部会員
栗林 秀幸	川崎町要保護児童対策地域協議会	会長(川崎町立池尻中学校長)	部会員
林 智明	川崎町学童クラブ運営委員会連絡会	会長(川崎東小学童クラブ会長)	部会員
行實 菊美	子育て中の家庭(幼稚園)	代表(川崎幼稚園後援会長)	部会員
竜円 貴和子	川崎町立川崎幼稚園	園長	部会員
中村 晋介	有識者	福岡県立大学准教授	部会員
福島 昌美	臨時委員	企画調整係長(企画情報課)	部会員
工藤 真奈美	臨時委員	主任主事(社会教育課)	部会員

4 計画策定経過

開催日時	検討内容
平成 31 年 2 月 26 日	平成 30 年度第 2 回子ども・子育て会議 ・民間保育園 1 園の定員変更について ・子ども・子育て支援事業計画策定アンケート、子どもの未来応援計画策定アンケートの進捗状況等
令和元年 6 月 21 日	令和元年度第 1 回子ども・子育て会議 ・第 2 期川崎町子ども・子育て支援事業計画策定及び川崎町子どもの未来応援計画策定のためのニーズ調査の分析報告 ・第 2 期川崎町子ども・子育て支援事業計画策定及び川崎町子どもの未来応援計画策定の部会設置（2 部会制提案）
令和元年 7 月 19 日	令和元年度第 1 回子ども・子育て支援事業計画策定部会 ・第 2 期川崎町子ども・子育て支援事業計画骨子（案）及びニーズ調査結果等から見た課題
令和元年 8 月 23 日	令和元年度第 2 回子ども・子育て支援事業計画策定部会 ・第 2 期川崎町子ども・子育て支援事業計画骨子（案）及び第 2 期川崎町子ども・子育て支援事業計画（案）
令和元年 9 月 20 日	令和元年度第 3 回子ども・子育て支援事業計画策定部会 ・第 2 期川崎町子ども・子育て支援事業計画骨子（案）及び第 2 期川崎町子ども・子育て支援事業計画（案）
令和元年 10 月 18 日	令和元年度第 4 回子ども・子育て支援事業計画策定部会 ・第 2 期川崎町子ども・子育て支援事業計画骨子（案）及び第 2 期川崎町子ども・子育て支援事業計画（案）
令和元年 11 月 27 日	令和元年度第 2 回子ども・子育て会議 ・第 2 期川崎町子ども・子育て支援事業計画骨子（案）及び第 2 期川崎町子ども・子育て支援事業計画（案）の報告 ・川崎町子どもの未来応援計画骨子（案）及び川崎町子どもの未来応援計画（案）の報告

5 用語解説

用 語	説 明
子ども・子育て支援事業計画	5年間の計画期間における幼児期の教育・保育・地域の子育て支援についての需要計画（以下、「事業計画」という）。事業計画において、教育・保育及び地域事業の「量の見込み」を設定し、それに対応する「確保方策」を定める。
教育・保育	保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）。
地域事業	利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業、妊婦健診、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事（要保護児童等の支援に資する事業）、子育て短期支援事業、ファミリー・サポート・センター事業、一時預かり事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童クラブ、実費徴収に係る補足給付事業、多様な主体の参入促進事業。
量の見込み	事業計画において、どのくらいの需要があるか。
確保方策	事業計画において、いつ・どのくらい供給するか。
教育・保育施設	各法に規定する保育所、幼稚園、認定こども園。
特定教育・保育施設	市町村が施設型給付の支給対象施設として確認する「教育・保育施設」をいう。私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。
施設型給付	保育所、幼稚園、認定こども園を通じた共通の給付。
地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育。
特定地域型保育事業	市町村が地域型保育給付の支給対象事業として確認する「地域型保育事業」をいう。
地域型保育給付	小規模保育等（地域型保育事業）への給付。
小規模保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業。

用 語	説 明
家庭的保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が5人以下で、家庭的保育者の居宅またはその他の場所で、家庭的保育者による保育を行う事業。
居宅訪問型・保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業。
事業所内保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業。
保育の必要性の認定	<p>保護者の申請を受けた市町村が、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定したうえで給付を支給する仕組み。</p> <p>【参考】認定区分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1号認定子ども：満3歳以上の学校教育のみの就学前の子ども ・2号認定子ども：満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども ・3号認定子ども：満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども
「確認」制度	<p>給付の実施主体である市町村が、認可を受けた教育・保育施設及び地域型保育事業に対して、その申請に基づき、各施設・事業の類型に従い、市町村事業計画に照らし、1号認定子ども、2号認定子ども、3号認定子どもごとの利用定員を定めた上で給付の対象となることを確認する制度。</p> <p>※認可については、教育・保育施設は都道府県、地域型保育事は市町村が行う。</p>
子育て世代包括支援センター	<p>主に妊産婦及び乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要に応じて支援プランの策定や、地域の保健医療又は福祉に関する機関との連絡調整を行い、母子保健施策と子育て支援施策との一体的な提供を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことにより、地域の特性に応じた妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する体制を構築することを目的とすること。</p>

第2期川崎町子ども・子育て支援事業計画

発行年月 令和2年3月

編集・発行 川崎町役場

〒827-8501 福岡県田川郡川崎町大字田原 789 番地の2
TEL 0947-72-3000 (代表) FAX 0947-72-6453
